阪神水道企業団公報

令和２年４月15日
第339号

毎月15日発行

目　　次

◇条　　例◇

○　特別職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○　阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例及び阪神水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

◇規　　則◇

○　阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例の施行規則等の一部を改正する規則

○　阪神水道企業団職員就業規則の一部を改正する規則

○　阪神水道企業団住居手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

○　阪神水道企業団公報発行規則の一部を改正する規則

◇訓　　令◇

○　阪神水道企業団職員の育児休業等に関する規程等の一部を改正する規程

○　阪神水道企業団公用車管理規程の一部を改正する規程

◇管理規程◇

○　阪神水道企業団分課規程の一部を改正する規程

○　阪神水道企業団契約規程の一部を改正する規程

◇告　　示◇

○　令和元年度阪神水道企業団水道事業会計補正予算

○　阪神水道企業団の分賦金の分賦割合及び分賦基本水量の一部改正

○　令和２年度阪神水道企業団水道事業会計予算

◇条　　例◇

特別職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和２年３月24日

阪神水道企業団
企業長　谷　本　光　司

阪神水道企業団条例第１号

特別職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職員の給与に関する条例（昭和27年条例第53号）の一部を次のように改正する。

改　正　後	改　正　前
（給料） 第２条　特別職員の給料月額は、次のとおりとする。 企 業 長　795,000円 副企業長　680,000円 附　則 １及び２　省略 ３　削除	（給料） 第２条　特別職員の給料月額は、次のとおりとする。 企 業 長　1,060,000円 副企業長　850,000円 附　則 １及び２　省略 ３　平成15年１月１日から平成32年３月31日までの間に限り、第２条の規定の適用については、「1,060,000 円」とあるのは「1,060,000 円に100分の75を乗じて得た金額」と、「850,000 円」とあるのは「850,000 円に100分の80を乗じて得た金額」とする。

備考
1　改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
2　改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
3　改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。

附　則

この条例は、令和２年４月１日から施行する。

阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例及び阪神水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和２年３月24日

阪神水道企業団
企業長　谷　本　光　司

阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例及び阪神水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

（阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例の一部改正）

第１条　阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例（昭和27年条例第52号）の一部を次のように改正する。

改　正　後	改　正　前
（住居手当） 第８条の２　自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。）を支払つている職員には、住居手当を支給する。 ２　住居手当の月額は、28,000 円を超えない範囲で規則で定める。	（住居手当） 第８条の２　自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。）を支払つている職員その他規則で定める職員には、住居手当を支給する。 ２　住居手当の月額は、27,000 円を超えない範囲で規則で定める。
備考 １　改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 ２　改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 ３　改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。	

（阪神水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第２条　阪神水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年条例第６号）の一部を次のように改正する。

改　正　後	改　正　前
（住居手当） 第５条の３　自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。）を支払つている職員には、住居手当を支給する。	（住居手当） 第５条の３　自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。）を支払つている職員その他企業長が別に定める職員には、住居手当を支給する。
備考 １　改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 ２　改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 ３　改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。	

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和２年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　令和５年３月31日までの間における住居手当の支給については、この条例による改正後の阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例第８条の２第１項及び改正後の阪神水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第５条の３の規定にかかわらず、改正前の阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例第８条の２第１項の規定に基づくその他規則で定める職員及び改正前の阪神水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第５条の３に基づくその他企業長が定める職員として、持家に居住し、主としてその者の

収入によって独立した世帯の生計を支えている者に対し、住居手当を支給する。

◇規　　則◇

阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例の施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和２年３月18日

阪神水道企業団
企業長　谷　本　光　司

阪神水道企業団規則第１号

阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例の施行規則等の一部を改正する規則

（阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例の施行規則の一部改正）

第１条　阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例の施行規則（昭和27年訓令第111号）の一部を次のように改正する。

改　正　後	改　正　前
第６条　条例第７条の２第１項に規定する届出は、企業長に提出するものとし、新たに扶養手当の支給を受けようとする場合には、扶養親族認定申請書（様式第１）により、従前扶養手当の支給を受けていた職員に同項第１号又は第２号に該当する事実が生じた場合には扶養親族異動認定申請書（様式第２）によるものとする。	第６条　条例第８条第１項に規定する届出は、企業長に提出するものとし、新たに扶養手当の支給を受けようとする場合には、扶養親族認定申請書（様式第１）により、従前扶養手当の支給を受けていた職員に同項第１号又は第２号に該当する事実が生じた場合には扶養親族異動認定申請書（様式第２）によるものとする。
２　省略	２　省略
（地域手当） 第７条　条例第８条の「企業長が別に定める割合」は、当該地域に在勤する国、地方公共団体その他の団体の職員に支給される地域手当の支給割合と同じ割合とする。 ２　地域手当の月額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもつて地域手当の月額とする。 ３　地域手当は、給料の支給方法に準じて支給する。	第７条　削除
（給与の減額） 第９条　条例第12条の「その勤務しないことにつき企業長の承認があつた場合」とは、別に定める年次有給休暇等のほか、	（給与の減額） 第９条　条例第12条の「その勤務しないことにつき企業長の承認があつた場合」とは、別に定める年次有給休暇等のほか、

次の各号に定める基準によつて企業長が勤務しないことにつき承認を与えた時間又は日をいう。 ⑴　省略 ⑵　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定による交通遮断又は隔離 　その都度必要と認める期間 ⑶　風水震火災その他の非常災害による交通遮断 　その都度必要と認める期間 ⑷　風水震火災その他の非常災害による職員の現住居の滅失又は破壊 　10日を超えない範囲内でその都度必要と認める期間 ⑸　その他交通機関の事故等の不可抗力の原因 　その都度必要と認める期間 ⑹　職務に専念する義務の特例に関する条例第２条各号の規定に基づきその義務を免除されたとき 　その都度必要と認める期間 ⑺　選挙権その他公民としての権利の行使 　その都度必要と認める期間 ⑻　経営上の必要に基づく事務又は事業の全部又は一部の停止（台風の襲来等による事故発生の防止のための措置を含む。） 　その都度必要と認める期間 ⑼　省略 ⑽　職員と生計を一にする親族の葬祭、疾病、分娩又は職員の親族の風水震火災等による災害その他の私事故障 　その都度必要と認める時間又は日 ⑾　職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者として、その登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため	次の各号に定める基準によつて企業長が勤務しないことにつき承認を与えた時間又は日をいう。 ⑴　省略 ⑵　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定による交通遮断又は隔離 　そのつど必要と認める期間 ⑶　風水震火災その他の非常災害による交通遮断 　そのつど必要と認める期間 ⑷　風水震火災その他の非常災害による職員の現住居の滅失又は破壊 　10日を超えない範囲内でそのつど必要と認める期間 ⑸　その他交通機関の事故等の不可抗力の原因 　そのつど必要と認める期間 ⑹　職務に専念する義務の特例に関する条例第２条各号の規定に基づきその義務を免除されたとき 　そのつど必要と認める期間 ⑺　選挙権その他公民としての権利の行使 　そのつど必要と認める期間 ⑻　経営上の必要に基づく事務又は事業の全部又は一部の停止（台風の襲来等による事故発生の防止のための措置を含む。） 　そのつど必要と認める期間 ⑼　省略 ⑽　職員と生計を一にする親族の葬祭、疾病、分娩又は職員の親族の風水震火災等による災害その他の私事故障 　そのつど必要と認める時間又は日 ⑾　職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者として、その登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため

勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 その都度必要と認められる期間 ⑿及び⒀　省略 アからウまで　省略 ⒁　女子職員が、生後満３年に達しない子を育てるため認められた育児時間	勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 そのつど必要と認められる期間 ⑿及び⒀　省略 アからウまで　省略 ⒁　労働基準法に規定する育児時間
２　前項第９号の場合において、職員の分限の手続及び効果に関する条例（昭和28年条例第66号）の規定により休職させられたとき以外は引き続き90日間を限度として承認を与えるものとする。この場合において、引き続き90日を超えたときは、給料を減額する。	２　前項第９号の場合において、職員の分限の手続及び効果に関する条例（条例第66号）の規定により休職させられたとき以外は引き続き90日間を限度として承認を与えるものとする。この場合において、引き続き90日を超えたときは、給料を半減する。
３　第１項第10号の場合においては、引き続き30日間を限度として承認を与えるものとする。ただし、引き続き30日を超えて欠勤するときは給料を減額する。	３　第１項第10号の場合においては、引き続き30日間を限度として承認を与えるものとする。ただし、引き続き30日を超えて欠勤するときは給料を半減する。
第10条　前条に規定する場合のほか、勤務を要するときにおいて勤務しないときは、全て給与を減額する。	第10条　前条に規定する場合のほか、勤務を要するときにおいて勤務しないときは、すべて給与を減額する。
２　減額すべき給与額は、給料、扶養手当、地域手当及び特殊勤務手当のそれぞれに対応する額に分け、次期の給与期間において支給する当該給与から減ずるものとする。	２　減額すべき給与額は、給料、扶養手当及び特殊勤務手当のそれぞれに対応する額に分け、次期の給与期間において支給する当該給与から減ずるものとする。
３及び４　省略	３及び４　省略
（住居手当等） 第10条の２　住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、管理職手当、夜勤手当及び管理職員特別勤務手当の支給に関しては、別に定める規定による。	
（休日給） 第12条　条例第14条第１項の「正規の給与」とは、給料、扶養手当、地域手当及び特殊勤務手当をいう。	（休日給） 第12条　条例第14条第１項の「正規の給与」とは、給料、扶養手当及び特殊勤務手当をいう。
２から５まで　省略	２から５まで　省略
	（夜勤手当） 第13条　夜勤手当の支給に関しては、別に定める規定による。
（勤務１時間当たりの給与額の算出取扱） 第13条　条例第17条に規定する休日の勤務時間は、124時間とする。	（勤務１時間当たりの給与額の算出取扱） 第13条の２　条例第17条に規定する休日の勤務時間は、124時間とする。

（休職者の給与） 第18条　条例第21条第１項の「給与」とは、条例に基づくものとしては、給料、扶養手当、地域手当及び住居手当をいう。 様式第１ （別紙１のとおり） 様式第２ （別紙３のとおり）	（休職者の給与） 第18条　条例第21条第１項の「給与」とは、条例に基づくものとしては、給料、扶養手当及び住居手当をいう。 様式第１ （別紙２のとおり） 様式第２ （別紙４のとおり）

備考

1　改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
2　改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
3　改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。
4　様式第１を別紙２に記載する様式第１から別紙１に記載する様式第１に改める。
5　様式第２を別紙４に記載する様式第２から別紙３に記載する様式第２に改める。

（阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則の一部改正）

第２条　阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則（昭和33年訓令第150号）の一部を次のように改正する。

改　正　後	改　正　前
１　省略	１　省略 （地域手当）
２　削除	２　阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和32年条例第81号。以下「改正条例」という。）附則第10項の地域手当は、給料の支給方法に準じて支給する。 （派遣職員への地域手当の支給割合）
３　削除	３　改正条例附則第10項の「企業長が別に定める割合」は、当該地域に在勤する国又は地方公共団体の職員に支給される地域手当の支給割合と同じ割合とする。
４　削除	４　地域手当の月額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもつて地域手当の月額とする。
５　削除	５　職員に地域手当が支給される間、第10条第２項、第12条第１項及び第18条中「扶養手当」とあるのは「扶養手当、地域手当」と読み替えてこれらの規定を適用する。
６　省略	６　省略

備考
1　改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2　改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 3　改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。

（超過勤務手当支給規則の一部改正）

第３条　超過勤務手当支給規則（昭和27年訓令第112号）の一部を次のように改正する。

改　正　後	改　正　前
（適用範囲） 第１条　阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例（昭和27年条例第52号。以下この条及び次条第１項において「条例」という。）第13条及び第16条の規定に基づき、本企業団職員に対しては、この規則の定めるところにより超過勤務手当を支給する。ただし、次に掲げる者には企業長の承認を得た場合を除くほか、これを支給しない。 ⑴及び⑵　省略	（適用範囲） 第１条　阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例（昭和27年条例第52号。以下「条例」という。）第13条及び第16条の規定に基づき、本企業団職員（常時勤務を要しない者、臨時に雇用される者を除く。以下「職員」という。）に対しては、この規則の定めるところにより超過勤務手当を支給する。ただし、次に掲げる者には企業長の承認を得た場合を除くほか、これを支給しない。 ⑴及び⑵　省略

備考
1　改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2　改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 3　改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。

（阪神水道企業団職員退職手当金条例施行規則の一部改正）

第４条　阪神水道企業団職員退職手当金条例施行規則（昭和40年規則第１号）の一部を次のように改正する。

改　正　後	改　正　前
（第２条関係） 第１条　阪神水道企業団職員退職手当金条例（昭和24年条例第39号。以下「条例」という。）第２条に規定する「常時勤務に服することを要するもの」とは、事務職員及び技術職員をいう。 （第８条の２関係） 第３条　省略 ⑴から⑷まで　省略 ２　省略 ３　条例第８条の２第１項に規定する「傷病により退職し」とは、次の各号のいず	（第２条関係） 第１条　阪神水道企業団職員退職手当金条例（昭和24年10月条例第39号。以下「条例」という。）第２条に規定する「常時勤務に服することを要するもの」とは、事務職員及び技術職員をいう。 （第８条の２関係） 第３条　省略 ⑴から⑷まで　省略 ２　省略 ３　条例第８条の２第１項に規定する「傷病により退職し」とは、次の各号のいず

れかに該当する場合をいう。 ⑴　省略 ⑵　職員の分限の手続及び効果に関する条例（昭和28年条例第66号。次条第１項第２号において「分限条例」という。）第４条第１項に規定する地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第２項第１号の規定による休職の期間の満了の日に退職するとき（同条例別表に掲げる休職の期間（地方公務員法第22条の２第１項に規定する会計年度任用職員にあつては、企業長が別に定める期間。次条第１項第２号の休職期間について同じ。）の満了の日まで休養しても、なお職務に堪えないと認められる場合に限る。）。	れかに該当する場合をいう。 ⑴　省略 ⑵　職員の分限の手続及び効果に関する条例第４条第１項に規定する地方公務員法第28条第２項第１号の規定による休職の期間の満了の日に退職するとき（同条例別表に掲げる休職の期間の満了の日まで休養しても、なお職務に堪えないと認められる場合に限る。）。
４　条例第８条の２第１項に規定する「規則で定めるもの」とは在職中忠実に勤務した者であつて、その者の非違によることなく退職し、又は死亡した者をいう。 ５　省略 （第８条の３関係） 第４条　条例第８条の３に規定する「傷病により退職し」とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。 ⑴　省略 ⑵　分限条例別表に掲げる地方公務員法第28条第２項第１号の休職期間の満了の日に退職するとき。 ２　条例第８条の３に規定する「規則で定めるもの」とは、在職中忠実に勤務した者であつて、その者の非違によることなく退職し、又は死亡した者をいう。 （第９条の２関係） 第５条　省略 ⑴から⑾まで　省略 ２及び３　省略 ４　省略 ⑴及び⑵　省略 ５　条例第９条の２第１項に規定する休職月等のうち企業長が別に定めるものに関する条例第７条第３項の規定の適用につ	４　条例第８条の２第１項に規定する「規則で定めるもの」とは在職中忠実に勤務した者であつて、その者の非違によることなく退職し又は死亡した者をいう。 ５　省略 （第８条の３関係） 第４条　条例第８条の３に規定する「傷病により退職し」とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。 ⑴　省略 ⑵　職員の分限の手続及び効果に関する条例（昭和28年12月条例第66号）別表に掲げる地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第２項第１号の休職期間の満了の日に退職するとき。 ２　条例第８条の３に規定する「規則で定めるもの」とは、在職中忠実に勤務した者であつて、その者の非違によることなく退職し又は死亡した者をいう。 （第９条の２関係） 第５条　省略 ⑴から⑾まで　省略 ２及び３　省略 ４　省略 ⑴及び⑵　省略 ５　条例第９条の２第１項に規定する休職月等のうち企業長が別に定めるものに関する条例第７条第２項の規定の適用につ

いては、同項中「その月数の２分の１に相当する月数」とあるのは、「その月数の３分の１に相当する月数」とする。 ６　省略 （退職手当の請求） 第８条の２　省略 ２　条例第３条第１項に規定する遺族が一般の退職手当を請求するときは、退職手当金請求書、在職中の履歴書のほか、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。 ⑴　請求者の戸籍謄本（死亡した職員と請求者との身分関係を明らかにすることができるもの）。ただし、条例第３条第１項第１号括弧書に規定する者にあつては、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつたことを証するに足る書類 ⑵及び⑶　省略 ３　省略 附　則 １　省略 （経過措置） ２　令和４年３月31日以前に退職した職員に対する第10条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第５条」と、同項第２号中「ロ　雇用保険法第22条第２項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の２第１項第２号に掲げる者に相当する者として企業長が別に定める者に該当し、かつ、企業長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第４条第４項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「ロ　雇用保険法第22条第２項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の２第１項第２号に掲げる者に相当する者として企業長が別に定める者に該当し、かつ、企業長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を	いては、同項中「その月数の２分の１に相当する月数」とあるのは、「その月数の３分の１に相当する月数」とする。 ６　省略 （退職手当の請求） 第８条の２　省略 ２　条例第３条第１項に規定する遺族が一般の退職手当を請求するときは、退職手当金請求書、在職中の履歴書のほか、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。 ⑴　請求者の戸籍謄本（死亡した職員と請求者との身分関係を明らかにすることができるもの）。ただし、条例第３条第１項第１号かつこ書きに規定する者にあつては、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつたことを証するに足る書類 ⑵及び⑶　省略 ３　省略 附　則 １　省略 （経過措置） ２　平成34年３月31日以前に退職した職員に対する第10条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第５条」と、同項第２号中「ロ　雇用保険法第22条第２項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の２第１項第２号に掲げる者に相当する者として企業長が別に定める者に該当し、かつ、企業長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第４条第４項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「ロ　雇用保険法第22条第２項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の２第１項第２号に掲げる者に相当する者として企業長が別に定める者に該当し、かつ、企業長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を

促進するために必要な職業安定法第４条第４項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの　ハ　特定退職者であつて、雇用保険法附則第５条第１項に規定する地域内に居住し、かつ、企業長が同法第24条の２第１項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第４条第４項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（イに掲げる者を除く。）」とする。	促進するために必要な職業安定法第４条第４項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの　ハ　特定退職者であつて、雇用保険法附則第５条第１項に規定する地域内に居住し、かつ、企業長が同法第24条の２第１項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第４条第４項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（イに掲げる者を除く。）」とする。

備考

1　改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
2　改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
3　改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。

（阪神水道企業団個人情報及び特定個人情報の取扱いに関する規則の一部改正）

第５条　阪神水道企業団個人情報及び特定個人情報の取扱いに関する規則（平成27年規則第３号）の一部を次のように改正する。

改　正　後	改　正　前
（定義） 第２条　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 ⑴から⑻まで　省略 ⑼　職員　阪神水道企業団（以下「企業団」という。）の企業長、副企業長、事務職員、技術職員、嘱託職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下この号において「法」という。）第22条の２第１項に規定する会計年度任用職員をいう。）及び臨時職員（法第22条の３第４項の規定に基づく臨時的任用職員並びに地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第100号）第６条第１項の規定に基づく任期付採用職員及び臨時的任用職員をいう。）をいう。	（定義） 第２条　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 ⑴から⑻まで　省略 ⑼　職員　阪神水道企業団（以下「企業団」という。）の企業長、副企業長、事務職員、技術職員、再任用職員（阪神水道企業団職員の再任用に関する条例（平成13年条例第３号）に定めるところにより再任用された職員をいう。）、嘱託及び臨時職員をいう。

備考

1　改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
2　改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。

３　改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。

（阪神水道企業団職員の辞令式に関する規則の一部改正）

第６条　阪神水道企業団職員の辞令式に関する規則（昭和35年規則第７号）の一部を次のように改正する。

改　正　後	改　正　前
（通則） 第１条　阪神水道企業団職員の辞令式に関しては、別段の定めがある場合を除くほかこの規則の定めるところによる。	（通則） 第１条　阪神水道企業団職員（阪神水道企業団職員定数条例（昭和24年条例第38号）第１条に規定された職員。以下同じ。）の辞令式に関しては、別段の定めがある場合を除くほかこの規則の定めるところによる。
（用語の定義） 第２条　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。	（用語の定義） 第２条　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。
(1)から(15)まで　省略	(1)から(15)まで　省略
(16)　地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第２項又は職員の分限の手続及び効果に関する条例（昭和28年条例第66号）第２条の規定により、職員としての身分を保有させたまま職務に従事させない場合をいう。	(16)　地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下第22号及び第28号において「法」という。）第28条第２項又は職員の分限の手続及び効果に関する条例（昭和28年条例第66号）第２条の規定により、職員としての身分を保有させたまま職務に従事させない場合をいう。
(17)から(21)まで　省略	(17)から(21)まで　省略
(22)　会計年度任用　法第22条の２第１項の規定により採用する場合をいう。	
(23)　再任用　法第28条の４第１項、第28条の５第１項又は第28条の６第１項若しくは第２項の規定により採用する場合をいう。	(22)　再任用　法第28条の４第１項、第28条の５第１項又は第28条の６第１項若しくは第２項の規定により採用する場合をいう。
(24)　失　職　職員が欠格条項に該当することによつて、当然職員としての身分を失う場合をいう。	(23)　失　職　職員が欠格条項に該当することによつて、当然職員としての身分を失う場合をいう。
(25)　戒　告　懲戒処分として職員に対し将来を戒める場合をいう。	(24)　戒　告　懲戒処分として職員に対し将来を戒める場合をいう。
(26)　減　給　懲戒処分として職員に対し一定の期間給与を減額する場合をいう。	(25)　減　給　懲戒処分として職員に対し一定の期間給与を減額する場合をいう。
(27)　停　職　懲戒処分として職員としての身分を保有させたまま一定期間	(26)　停　職　懲戒処分として職員としての身分を保有させたまま一定期間

職務に従事させない場合をいう。 (28)　懲戒免職　懲戒処分として職を免ずる場合をいう。 (29)　研　　修　法第39条の規定により職員に対しその勤務能率の発揮及び増進のための教育を行うこと。 別　記 （別紙５のとおり）	職務に従事させない場合をいう。 (27)　懲戒免職　懲戒処分として職を免ずる場合をいう。 (28)　研　　修　法第39条の規定により職員に対しその勤務能率の発揮及び増進のための教育を行うこと。 別　記 （別紙６のとおり）

備考
1　改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
2　改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
3　改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。
4　別記を別紙６に記載する別記から別紙５に記載する別記に改める。

（阪神水道企業団職員の身元保証に関する規則の一部改正）

第７条　阪神水道企業団職員の身元保証に関する規則（昭和35年規則第５号）の一部を次のように改正する。

改　正　後	改　正　前
（定義） 第２条　この規則において「職員」とは、阪神水道企業団に勤務する一般職の職員をいう。	（定義） 第２条　この規則において「職員」とは、次に掲げる者を除き企業団に勤務する者をいう。 (1)　常時勤務を要しない者（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の５第１項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。） (2)　６か月未満の期限を附して臨時に雇用される者 (3)　日日雇い入れられる者
（身元保証書の提出） 第３条　新たに職員として採用された者（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の２第１項に規定する会計年度任用職員、法第22条の３第４項の規定に基づく臨時的任用職員、第28条の４第１項、第28条の５第１項又は第28条の６第１項若しくは第２項の規定により再任用された者並びに地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第100号）第６条第１項の規定に基づく任期付採用職員及び臨時的任用職員を除く。）	（身元保証書の提出） 第３条　あらたに職員として採用された者（地方公務員法第28条の４第１項、第28条の５第１項又は第28条の６第１項若しくは第２項の規定により再任用された者を除く。）及び現金取扱事務に従事する職員は、身元保証人を定めて身元保証書（様式第１号）を提出しなければならない。ただし、課長以上の職にある者にあつては、身元保証書の提出を要しないものとする。

及び現金取扱事務に従事する職員は、身元保証人を定めて身元保証書（様式第１号）を提出しなければならない。ただし、課長以上の職にある者にあつては、身元保証書の提出を要しないものとする。	
（身元保証人の資格等） 第４条　省略 ２　身元保証人は、次の各号に掲げる資格を有し、かつ、企業長において適当と認める者に限る。 ⑴及び⑵　省略 ３　省略 ４　省略 ⑴から⑶まで　省略 ５　省略	（身元保証人の資格等） 第４条　省略 ２　身元保証人は、次の各号に掲げる資格を有し、且つ、企業長において適当と認める者に限る。 ⑴及び⑵　省略 ３　省略 ４　省略 ⑴から⑶まで　省略 ５　省略
（身元保証の期間） 第５条　身元保証を必要とする期間は、次の各号に掲げるとおりとする。 ⑴　新たに職員に採用された者については、その採用の日より５年 ⑵　現金取扱事務に従事する職員については、その事務に従事する期間	（身元保証の期間） 第５条　身元保証を必要とする期間は、次の各号に掲げる通りとする。 ⑴　あらたに職員に採用された者については、その採用の日より５年。 ⑵　現金取扱事務に従事する職員については、その事務に従事する期間。
（被保証人に関する通知及び保証の再確認） 第７条　次の各号の一つに該当するときは、企業長は身元保証人に対し必要な事項を通知する。 ⑴　被保証人に業務上不適任又は不誠実な行為があるため、身元保証人の責任を引き起こすおそれがあることを知つたとき。 ⑵　被保証人の任務又は勤務場所を変更したため、身元保証人の責任を加重し、又はその監督を困難にするとき。 ２　省略	（被保証人に関する通知及び保証の再確認） 第７条　次の各号の一つに該当するときは、企業長は身元保証人に対し必要な事項を通知する。 ⑴　被保証人に業務上不適任又は不誠実な行為があるため、身元保証人の責任をひき起す虞があることを知つたとき。 ⑵　被保証人の任務又は勤務場所を変更したため、身元保証人の責任を加重し又はその監督を困難にするとき。 ２　省略

備考

１　改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
２　改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
３　改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。

（阪神水道企業団職員の条件付採用に関する規則の一部改正）

第８条　阪神水道企業団職員の条件付採用に関する規則（昭和37年規則第５号）の一部を次

のように改正する。

改　正　後	改　正　前
（目的） 第１条　この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。第５条第２項において「法」という。）第22条及び第22条の２第７項の規定に基づき、阪神水道企業団職員（臨時的任用職員を除く。以下「職員」という。）の条件付採用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。 （条件付採用期間） 第２条　職員の採用は、全てその発令の日から起算して６月間条件付のものとする。 （実施措置） 第４条　省略 ２　企業長は、前条の報告に基づき、条件付採用期間中の職員について免職又は条件付採用期間の延長を適当と認めた場合は、条件付採用期間の終了前にその措置を講ずるものとする。 （条件付採用期間の延長） 第５条　省略 ２　法第22条の２第１項に規定する会計年度任用職員に対する第２条及び前項の規定の適用については、同条中「６月」とあるのは、「１月」と、同項中「90日」とあるのは、「15日」とする。	（目的） 第１条　この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条第１項の規定に基づき、阪神水道企業団職員（臨時的任用又は非常勤職員を除く。以下「職員」という。）の条件付採用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。 （条件付採用期間） 第２条　職員の採用は、すべてその発令の日から起算して６月間条件付のものとする。 （実施措置） 第４条　省略 ２　企業長は、前条の報告に基づき、条件付採用期間中の職員について免職又は条件付採用期間の延長を適当と認めた場合は、条件付採用期間の終了前にその措置をとるものとする。 （条件付採用期間の延長） 第５条　省略

備考

１　改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
２　改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
３　改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。

（職員の分限並びに懲戒の手続及び効果に関する規則の一部改正）

第９条　職員の分限並びに懲戒の手続及び効果に関する規則（昭和28年訓令第126号）の一部を次のように改正する。

改　正　後	改　正　前
（この規則の目的） 第１条　この規則は、職員の分限の手続及び効果に関する条例（昭和28年条例第66	（この規則の目的） 第１条　この規則は、職員の分限の手続及び効果に関する条例（昭和28年条例第66

号。以下「分限条例」という。）第７条及び職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（昭和28年条例第67号。第３条において「懲戒条例」という。）第４条に基づき、その実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。	号。以下「分限条例」という。）第７条及び職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（昭和28年条例第67号。以下「懲戒条例」という。）第４条に基づき、その実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。
（診断又は報告） 第４条　企業長は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。第５条において「法」という。）第28条第２項第１号に該当して休職中のものに対し、必要と認めるときは、医師を指示して診断を行わせ、又は医師の診断による病状の報告を求めることができる。	（診断又は報告） 第４条　企業長は、地方公務員法第28条第２項第１号に該当して休職中のものに対し、必要と認めるときは、医師を指示して診断を行わせ、又は医師の診断による病状の報告を求めることが出来る。
（休職期間の更新） 第５条　分限条例第４条第１項の規定により定めた休職の期間が、同条例別表に掲げる期間（法第22条の２第１項に規定する会計年度任用職員にあつては、企業長が別に定める期間。以下この条において同じ。）に満たない場合には、その休職を発令した日から引き続き別表に掲げる期間を超えない範囲内においてこれを更新することができる。ただし、復職を命ぜられた日から６か月以内に法第28条第２項第１号の規定に該当する場合には、前の休職の期間を通算する。	（休職期間の更新） 第５条　分限条例第４条第１項の規定により定めた休職の期間が、同条例別表に掲げる期間に満たない場合には、その休職を発令した日から引続き別表に掲げる期間をこえない範囲内においてこれを更新することができる。但し復職を命ぜられた日から６箇月以内に法第28条第２項第１号の規定に該当する場合には、前の休職の期間を通算する。
（復職及び更新の手続） 第６条　企業長は、分限条例第４条第４項の規定により休職者を復職させるとき又は前条の規定により休職期間を更新するときは、医師２名を指定して、その診断の結果に基づき、これを行わなければならない。	（復職及び更新の手続） 第６条　企業長は、分限条例第４条第４項の規定により休職者を復職させるとき又は前条の規定により休職期間を更新するときは、医師２名を指定して、その診断の結果に基きこれを行わなければならない。
２　省略	２　省略
第７条　休職者は休職の事由が消滅したと認めるときは、その旨企業長に申し出なければならない。	第７条　休職者は休職の事由が消滅したと認めるときは、その旨企業長に申出なければならない。
２　企業長は前項の申出があつたときは、速やかに前条の規定によりその手続を行わなければならない。	２　企業長は前項の申出があつたときは、すみやかに前条の復職に関する規程によりその手続を行わなければならない。

備考

１　改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

２　改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。

３　改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部改正）

第10条　外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則（平成14年規則第４号）の一部を次のように改正する。

改　正　後	改　正　前
（派遣の対象とならない職員の特例） 第３条　条例第２条第２項第３号に規定する企業長が定める職員は、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第59条第１項の規定により官職に正式に採用されていた者又は地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の規定により本企業団以外の地方公共団体の職員の職に正式に採用されていた者であって、引き続き職員として採用されたものとする。 （派遣職員の給与） 第４条　派遣職員（条例第４条に規定する派遣職員をいう。以下同じ。）の派遣の期間中の給与は、その派遣先の勤務に対して報酬（報酬、賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、派遣先の勤務の対償として受ける全てのものをいい、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当に相当するものを除く。以下同じ。）が支給されない場合又はその派遣先の勤務に対して支給される報酬の年額（以下「報酬年額」という。）が、外務公務員俸給等相当年額（当該派遣の期間の初日（以下「派遣の日」という。）の前日における当該派遣職員の給料及び扶養手当（当該派遣職員が派遣の日の属する月の初日から派遣先の機関の所在する国に所在する大使館に勤務する外務公務員（以下「所在国勤務の外務公務員」という。）であるとした場合に在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和27年法律第93号。以下「外務公務員給与法」という。）の規定により配偶者手当が支給されることとな	（派遣の対象とならない職員の特例） 第３条　条例第２条第２項第３号に規定する企業長が定める職員は、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第59条第１項の規定により官職に正式に採用されていた者又は地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条第１項の規定により本企業団以外の地方公共団体の職員の職に正式に採用されていた者であって、引き続き職員として採用されたものとする。 （派遣職員の給与） 第４条　派遣職員（条例第４条に規定する派遣職員をいう。以下同じ。）の派遣の期間中の給与は、その派遣先の勤務に対して報酬（報酬、賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、派遣先の勤務の対償として受けるすべてのものをいい、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当に相当するものを除く。以下同じ。）が支給されない場合又はその派遣先の勤務に対して支給される報酬の年額（以下「報酬年額」という。）が、外務公務員俸給等相当年額（当該派遣の期間の初日（以下「派遣の日」という。）の前日における当該派遣職員の給料及び扶養手当（当該派遣職員が派遣の日の属する月の初日から派遣先の機関の所在する国に所在する大使館に勤務する外務公務員（以下「所在国勤務の外務公務員」という。）であるとした場合に在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和27年法律第93号。以下「外務公務員給与法」という。）の規定により配偶者手当が支給されることとな

る職員については、配偶者に係る分を除く。）の月額を基礎として算定される給料、扶養手当、期末手当及び勤勉手当の年額と当該派遣職員が派遣の日の属する月の初日から所在国勤務の外務公務員であるとした場合に外務公務員給与法の規定により支給されることとなる在勤基本手当、住居手当及び配偶者手当の年額の合計額をいう。以下同じ。）に満たない場合は、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれに100分の100以内を乗じて得た額とする。 ２から９まで　省略	る職員については、配偶者に係る分を除く。）の月額を基礎として算定される給料、扶養手当、期末手当及び勤勉手当の年額と当該派遣職員が派遣の日の属する月の初日から所在国勤務の外務公務員であるとした場合に外務公務員給与法の規定により支給されることとなる在勤基本手当、住居手当及び配偶者手当の年額の合計額をいう。以下同じ。）に満たない場合は、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれに100分の100以内を乗じて得た額とする。 ２から９まで　省略

備考

1　改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
2　改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
3　改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。

附　則

この規則は、令和２年４月１日から施行する。

（別紙１以降、次ページに続く）

別紙１

様式第１

扶　養　親　族　認　定　申　請　書

年　　月　　日提出

企業長 氏　　名	勤　務　課　所　名			
	職名		氏名印	

阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例第７条の規定による扶養手当の支給を受ける扶養親族として次のとおり申請いたします。

（証明書　　通添付）

扶養親族氏名	続柄	生年月日	同居別居の別	職業（年収）	※扶養の終期	備考	※認定印

扶　養　手　当　異　動　記　入　欄　※

扶養親族	年月日から		年月日から		年月日から		年月日から		年月日から		年月日から		年月日から	
	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額
配偶者														
第一子														
第二子以下の子														
その他の親族														
計														

※印欄以外は職員が記入するものとする。

注 ⑴　添付する証明書は原則として官公署の発行するものとし、企業長は実情に応じて証明書の発行者及び様式を指定することができる。

⑵　企業長は扶養の事実について証明書の必要を認めないとき又は証明書の提出が申請書の提出時に間に合わないときは、企業長の責任において、この申請書のみで認定することができる。

⑶　備考欄には、他に生計のみちがなく、主としてその職員の扶養を受けているものであることを証明するに足る事実を具体的に、かつ、詳細に記入すること。

⑷　年収額欄には勤労所得ばかりでなく、資産所得、事業所得等もあれば、所得の種類ごとにその金額を記入すること。

⑸　企業長が認定したときは、認定印を押して下欄に整理記入する。

⑹　この申請書の下欄は認定後扶養手当台帳として、扶養親族の異動ごとに扶養親族異動認定申請書に基づき、異動を同欄に記入する。

別紙２

様式第１

扶　養　親　族　認　定　申　請　書

平成　　年　　月　　日提出

企業長 氏　　名	勤　務　課　所　名			
	職名		氏名印	

阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例第７条の規定による扶養手当の支給を受ける扶養親族として次の通り申請致します。

（証明書　　通添付）

扶養親族氏名	続柄	生年月日	同居別居の別	職業（年収）	※扶養の終期	備考	※認定印

扶　養　手　当　異　動　記　入　欄　※

扶養親族	平成　年　月　日から		平成　年　月　日から		平成　年　月　日から		平成　年　月　日から		平成　年　月　日から		平成　年　月　日から		平成　年　月　日から	
	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額
配偶者														
第一子														
第二子以下の子														
その他の親族														
計														

※印欄以外は職員が記入するものとする。

註 ⑴　添付する証明書は原則として官公署の発行するものとし、企業長は実情に応じて証明書の発行者および様式を指定することができる。

⑵　企業長は扶養の事実について証明書の必要を認めないとき又は証明書の提出が申請書の提出時に間に合わないときは、企業長の責任において、この申請書のみで認定することができる。

⑶　備考欄には、他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものであることを証明するに足る事実を具体的に且つ詳細に記入すること。

⑷　年収額欄には勤労所得ばかりでなく資産所得、事業所得等もあれば、所得の種類ごとにその金額を記入すること。

⑸　企業長が認定したときは認定印を押して下欄に整理記入する。

⑹　この申請書の下欄は認定後扶養手当台帳として、扶養親族の異動ごとに扶養親族異動認定申請書に基づき異動を同欄に記入する。

別紙３

様式第２

扶　養　親　族　異　動　認　定　申　請　書

年　　月　　日提出

企業長 氏　　名	勤　務　課　所　名			
	職名		氏名印	

阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例第７条の規定による扶養手当の支給を受ける扶養親族が次のとおり異動しましたので、申請いたします。

（証明書　　通添付）

扶養親族氏名	続柄	生年月日	同居の別 別居	職業（年収）	異動年月日	異動の理由	※認定印

※印欄以外は職員が記入するものとする。

注 ⑴　添付する証明書は、原則として官公署の発行するものとし、企業長は実情に応じて証明書の発行者及び様式を指定することができる。

⑵　企業長は、扶養の事実について証明書の必要を認めないとき又は証明書の提出が申請書の提出時に間に合わないときは、企業長の責任において申請書のみにて認定することができる。

⑶　この申請書は、認定後は扶養親族認定申請書裏面に貼り付けて保存するものとする。

別紙４

様式第２

扶　養　親　族　異　動　認　定　申　請　書

昭和　　年　　月　　日提出

企業長 氏　　名	勤　務　課　所　名			
	職名		氏名印	

阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例第７条の規定による扶養手当の支給を受ける扶養親族が次のとおり異動しましたので申請致します。

（証明書　　通添付）

扶養親族氏名	続柄	生年月日	同居の別 別居	職業（年収）	異動年月日	異動の理由	※認定印

※印欄以外は職員が記入するものとする。

註 ⑴　添付する証明書は、原則として官公署の発行するものとし、企業長は実情に応じて証明書の発行者及び様式を指定することができる。

⑵　企業長は、扶養の事実について証明書の必要を認めないとき、又は証明書の提出が申請書の提出時に間に合わないときは、企業長の責任において申請書のみにて認定することができる。

⑶　この申請書は、認定後は扶養親族認定申請書裏面に貼付けて保存するものとする。

別紙５

別　記

<table>
<tr><th>種　　目</th><th colspan="2">区　　分</th><th>辞令の前書</th><th>辞令の本文</th></tr>
<tr><td>採　　用</td><td colspan="2"></td><td>氏　　名</td><td>○○職員に採用する
○級○号給を給する
（所属）勤務を命ずる（（補職名）に補する）</td></tr>
<tr><td>出　　向</td><td colspan="2"></td><td>所属（補職名）、職名、氏名</td><td>（任命権者）の事務部局へ出向させる</td></tr>
<tr><td>併　　任</td><td colspan="2"></td><td>氏　　名</td><td>○○職員に任ずる
（所属）勤務を命ずる（（補職名）に補する）
○級に決定する</td></tr>
<tr><td>併任解除</td><td colspan="2"></td><td>上に同じ</td><td>○○職員を免ずる</td></tr>
<tr><td>派　　遣</td><td colspan="2"></td><td>所属（補職名）、職名、氏名</td><td>○○へ派遣する
派遣期間は、○年○月○日から○年○月○日までとする</td></tr>
<tr><td>昇　　任
降　　任</td><td colspan="2"></td><td>上に同じ</td><td>（補職名）に補する
（補職名）を解く</td></tr>
<tr><td rowspan="2">配 置 換</td><td colspan="2">補　　職</td><td rowspan="2">上に同じ</td><td>（補職名）に配置換する</td></tr>
<tr><td colspan="2">所　　属</td><td>（所属）勤務を命ずる</td></tr>
<tr><td>転　　職</td><td colspan="2"></td><td>所属、職名、氏名</td><td>○○職員に転職させる</td></tr>
<tr><td rowspan="5">兼　　職</td><td rowspan="4">補職</td><td>同　位</td><td rowspan="5">所属（補職名）、職名、氏名</td><td>（補職名）に兼ねて補する</td></tr>
<tr><td>下　位</td><td>（補職名）事務取扱を命ずる</td></tr>
<tr><td>上　位</td><td>（補職名）心得を命ずる</td></tr>
<tr><td>事　務
代　理</td><td>○○部課場センター所室係長何某○○中同部課場センター所室係長事務取扱（事務代理）を命ずる</td></tr>
<tr><td colspan="2">所　　属</td><td>（所属）兼務を命ずる</td></tr>
<tr><td rowspan="5">兼職解除</td><td rowspan="4">補職</td><td>同　位</td><td rowspan="5">上に同じ</td><td>（補職名）兼務を解く</td></tr>
<tr><td>下　位</td><td>（補職名）事務取扱を免ずる</td></tr>
<tr><td>上　位</td><td>（補職名）心得を免ずる</td></tr>
<tr><td>事　務
代　理</td><td>○○部課場センター所室係長何某○○中のところ○○につき同部課場センター所室係長事務取扱（事務代理）を免ずる</td></tr>
<tr><td colspan="2">所　　属</td><td>（所属）兼務を免ずる</td></tr>
<tr><td>昇　　給
降　　給
昇　　格
降　　格</td><td colspan="2"></td><td>上に同じ</td><td>○級○号給を給する
（給料月額○○円）</td></tr>
<tr><td>休　　職</td><td colspan="2"></td><td>上に同じ</td><td>地方公務員法第28条第２項第○号（職員の分限の手続及び効果に関する条例第２条第○号）により（○年○月○日から○年○月○日まで）休職を命ずる
休職の期間中（○年○月○日までの間）給料扶養手当及び暫定手当の全額（○%）を給する</td></tr>
</table>

復　　職			上に同じ	職員の分限の手続及び効果に関する条例第４条第〇項により復職を命ずる
育児休業	育児休業の承認		上に同じ	育児休業を承認する 育児休業の期間は〇年〇月〇日から〇年〇月〇日までとする
	育児休業の期間延長		上に同じ	育児休業の期間を〇年〇月〇日まで延長することを承認する
	育児休業の再承認		上に同じ	育児休業を取り消し〇年〇月〇日付けで請求のあつた育児休業を承認する 育児休業の期間は〇年〇月〇日から〇年〇月〇日までとする
	職務復帰		上に同じ	〇年〇月〇日職務復帰を命ずる
	承認の取消し		上に同じ	育児休業の承認を取り消す 〇年〇月〇日職務復帰を命ずる
免　　職			上に同じ	地方公務員法第28条第１項第〇号により（〇年〇月〇日をもつて）免職する
退職	定年退職		上に同じ	阪神水道企業団職員の定年等に関する条例第２条の規定により〇年〇月〇日限り定年退職
	勤務延長の期限の到来による退職		上に同じ	阪神水道企業団職員の定年等に関する条例第４条第１項（第２項）の規定による期限の到来により〇年〇月〇日限り退職
	再任用の任期満了による退職		上に同じ	地方公務員法第28条の４（第28条の５、第28条の６）第１項（第２項、第３項）の規定による任期満了により〇年〇月〇日限り退職
	依願退職		上に同じ	願により職を免ずる
勤務延長	勤務延長		上に同じ	〇年〇月〇日まで勤務延長する
	勤務延長の期間を延長		上に同じ	勤務延長の期限を〇年〇月〇日まで延長する
	勤務延長の期間を繰り上げ		上に同じ	勤務延長の期限を〇年〇月〇日に繰り上げる
会計年度任用			氏　　名	嘱託職員（〇〇）に任用する（週〇時間勤務） 〇〇円を給する （所属）勤務を命ずる 任期は〇年〇月〇日までとする
再任用	再 任 用		上に同じ	〇〇に再任用する（週〇時間勤務） 〇級〇〇円を給する （所属）勤務を命ずる（（補職名）に補する） 任期は〇年〇月〇日までとする
	再任用の任期の更新（勤務		所属（補職名）、職名、氏名	再任用の任期を〇年〇月〇日まで更新する （（週〇時間勤務））

時間の変更）			
失　　職		上に同じ	地方公務員法第28条第４項により職を失う
戒　　告		上に同じ	地方公務員法第29条第１項第○号により懲戒処分として戒告する
減　　給		上に同じ	地方公務員法第29条第１項第○号により懲戒処分として○年○月○日まで（向う○間）給料月額及び暫定手当の合計額の（○%）を減ずる
停　　職		上に同じ	地方公務員法第29条第１項第○号により懲戒処分として○年○月○日まで（向う○間）停職にする
懲戒免職		上に同じ	地方公務員法第29条第１項第○号により懲戒処分として免職する
研　　修		上に同じ	○○において、○○研修を受けることを命ずる 研修期間は、○年○月○日から○年○月○日までとする
そ の 他		所属（補職名）、職名、氏名	○○（○○委員）に選任（任命）する
			○○（○○委員）を解任する
			願により○○（○○委員）の職を解く

別紙６

別　記

種　　目	区　　分		辞令の前書	辞令の本文
採　　用			氏　　名	○○職員に採用する ○級○号給を給する （所属）勤務を命ずる（（補職名）に補する）
出　　向			所属（補職名）、職名、氏名	（任命権者）の事務部局へ出向させる
併　　任			氏　　名	○○職員に任ずる （所属）勤務を命ずる（（補職名）に補する） ○級に決定する
併任解除			上に同じ	○○職員を免ずる
派　　遣			所属（補職名）、職名、氏名	○○へ派遣する 派遣期間は、○年○月○日から○年○月○日までとする
昇　　任 降　　任			上に同じ	（補職名）に補する （補職名）を解く
配 置 換	補　　職		上に同じ	（補職名）に配置換する
	所　　属			（所属）勤務を命ずる
転　　職			所属、職名、氏名	○○職員に転職させる
兼　　職	補職	同　位	所属（補職名）、職名、氏名	（補職名）に兼ねて補する
		下　位		（補職名）事務取扱を命ずる
		上　位		（補職名）心得を命ずる
		事　務 代　理		○○部課場センター所室係長何某○○中同部課場センター所室係長事務取扱（事務代理）を命ずる

<table>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="2">所　　属</td><td></td><td>（所属）兼務を命ずる</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="5">兼職解除</td><td rowspan="4">補職</td><td>同　位</td><td rowspan="5">上に同じ</td><td>（補職名）兼務を解く</td></tr>
<tr><td>下　位</td><td>（補職名）事務取扱を免ずる</td></tr>
<tr><td>上　位</td><td>（補職名）心得を免ずる</td></tr>
<tr><td>事　務
代　理</td><td>○○部課場センター所室係長何某○○中のところ○○につき同部課場センター所室係長事務取扱（事務代理）を免ずる</td></tr>
<tr><td colspan="2">所　　属</td><td>（所属）兼務を免ずる</td></tr>
<tr><td colspan="2">昇　　給
降　　給
昇　　格
降　　格</td><td colspan="2"></td><td>上に同じ</td><td>○級○号給を給する
（給料月額○○円）</td></tr>
<tr><td colspan="2">休　　職</td><td colspan="2"></td><td>上に同じ</td><td>地方公務員法第28条第２項第○号（職員の分限の手続及び効果に関する条例第２条第○号）により（○年○月○日から○年○月○日まで）休職を命ずる
休職の期間中（○年○月○日までの間）給料扶養手当及び暫定手当の全額（○%）を給する</td></tr>
<tr><td colspan="2">復　　職</td><td colspan="2"></td><td>上に同じ</td><td>職員の分限の手続及び効果に関する条例第４条第○項により復職を命ずる</td></tr>
<tr><td rowspan="5">育児休業</td><td>育児休業の承認</td><td colspan="2"></td><td>上に同じ</td><td>育児休業を承認する
育児休業の期間は○年○月○日から○年○月○日までとする</td></tr>
<tr><td>育児休業の期間延長</td><td colspan="2"></td><td>上に同じ</td><td>育児休業の期間を○年○月○日まで延長することを承認する</td></tr>
<tr><td>育児休業の再承認</td><td colspan="2"></td><td>上に同じ</td><td>育児休業を取り消し○年○月○日付けで請求のあつた育児休業を承認する
育児休業の期間は○年○月○日から○年○月○日までとする</td></tr>
<tr><td>職務復帰</td><td colspan="2"></td><td>上に同じ</td><td>○年○月○日職務復帰を命ずる</td></tr>
<tr><td>承認の取消し</td><td colspan="2"></td><td>上に同じ</td><td>育児休業の承認を取り消す
○年○月○日職務復帰を命ずる</td></tr>
<tr><td colspan="2">免　　職</td><td colspan="2"></td><td>上に同じ</td><td>地方公務員法第28条第１項第○号により（○年○月○日をもつて）免職する</td></tr>
<tr><td rowspan="3">退職</td><td>定年退職</td><td colspan="2"></td><td>上に同じ</td><td>阪神水道企業団職員の定年等に関する条例第２条の規定により○年○月○日限り定年退職</td></tr>
<tr><td>勤務延長の期限の到来による退職</td><td colspan="2"></td><td>上に同じ</td><td>阪神水道企業団職員の定年等に関する条例第４条第１項（第２項）の規定による期限の到来により○年○月○日限り退職</td></tr>
<tr><td>再任用の任期満了による退職</td><td colspan="2"></td><td>上に同じ</td><td>地方公務員法第28条の４（第28条の５、第28条の６）第１項（第２項、第３項）の規定による任期満了により○年○月○日限り退職</td></tr>
</table>

	依願退職		上に同じ	願により職を免ずる
勤務延長	勤務延長		上に同じ	○年○月○日まで勤務延長する
	勤務延長の期間を延長		上に同じ	勤務延長の期限を○年○月○日まで延長する
	勤務延長の期間を繰り上げ		上に同じ	勤務延長の期限を○年○月○日に繰り上げる
再任用	再任用		氏　　名	○○に再任用する（週○時間勤務） ○級○○円を給する （所属）勤務を命ずる（（補職名）に補する） 任期は○年○月○日までとする
	再任用の任期の更新（勤務時間の変更）		所属（補職名）、職名、氏名	再任用の任期を○年○月○日まで更新する （（週○時間勤務））
失　　職			上に同じ	地方公務員法第28条第４項により職を失う
戒　　告			上に同じ	地方公務員法第29条第１項第○号により懲戒処分として戒告する
減　　給			上に同じ	地方公務員法第29条第１項第○号により懲戒処分として○年○月○日まで（向う○間）給料月額及び暫定手当の合計額の（○%）を減ずる
停　　職			上に同じ	地方公務員法第29条第１項第○号により懲戒処分として○年○月○日まで（向う○間）停職にする
懲戒免職			上に同じ	地方公務員法第29条第１項第○号により懲戒処分として免職する
研　　修			上に同じ	○○において、○○研修を受けることを命ずる 研修期間は、○年○月○日から○年○月○日までとする
そ の 他			（所属（補職名）、職名）氏名	○○（○○委員）に選任（任命）する
				○○（○○委員）を解任する
				願により○○（○○委員）の職を解く

阪神水道企業団職員就業規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和２年３月18日

阪神水道企業団
企業長　谷　本　光　司

阪神水道企業団規則第２号

阪神水道企業団職員就業規則の一部を改正する規則

阪神水道企業団職員就業規則（平成11年規則第２号）の一部を次のように改正する。

改　正　後	改　正　前
（定義） 第２条　この規則において職員とは、事務職員、技術職員、臨時職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の３第４項の規定に基づく臨時的任用職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第110号）第６条第１項の規定に基づく任期付採用職員及び臨時的任用職員をいう。）及び嘱託職員（法第22条の２第１項に規定する会計年度任用職員をいう。）をいう。	（定義） 第２条　この規則において職員とは、事務職員、技術職員、常時勤務に服する嘱託及び臨時職員をいう。
（勤務時間等） 第７条　職員の１週間の勤務時間は、阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例（昭和27年条例第52号。第22条において「給与条例」という。）第11条に定めるところによる。	（勤務時間等） 第７条　職員の１週間の勤務時間は、阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例（昭和27年条例第52号。以下「給与条例」という。）第11条に定めるところによる。
２　職員の就業時間、勤務を要しない日、休憩、育児時間、休日及び休暇は、阪神水道企業団職員就業時間、休日及び休暇規程（昭和25年訓令第99号。第10条第４項において「勤務時間等規程」という。）又は交替勤務に服する職員の勤務時間等に関する規程（昭和48年管理規程第10号）の定めるところによる。	２　職員の就業時間、勤務を要しない日、休憩、育児時間、休日及び休暇は、阪神水道企業団職員就業時間、休日及び休暇規程（昭和25年訓令第99号）又は交替勤務に服する職員の勤務時間等に関する規程（昭和48年管理規程第10号）の定めるところによる。
３　省略 （宿日直勤務）	３　省略 （宿日直勤務）

第９条　職員（第２条の臨時職員及び嘱託職員並びに法第28条の４第１項、第28条の５第１項又は第28条の６第１項若しくは第２項の規定により採用された職員（第12条第２項において「再任用職員」という。）を除く。）は、阪神水道企業団宿日直規程（昭和33年管理規程第12号）の定めるところにより、宿日直勤務を命ぜられることがある。	第９条　職員は、阪神水道企業団宿日直規程（昭和33年管理規程第12号）の定めるところにより、宿日直勤務を命ぜられることがある。
（育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限及び時間外勤務の制限）	（育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限及び時間外勤務の制限）
第10条　小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前５時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができる場合における当該職員を除く。）が、当該子を養育するために請求した場合には、業務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務（第11条において「深夜勤務」という。）をさせることはない。	第10条　小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前５時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができる場合における当該職員を除く。）が、当該子を養育するために請求した場合には、業務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務（以下「深夜勤務」という。）をさせることはない。
２　３歳に満たない子のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、時間外勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。第11条において同じ。）をさせることはない。	２　３歳に満たない子のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、時間外勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。以下同じ。）をさせることはない。
３　小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができる場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。）が、当該子を養育するために請	３　小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができる場合における当該職員を除く。以下同じ。）が、当該子を養育するために請求した場合に

求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、別に定める時間を超えて時間外勤務をさせることはない。	は、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、別に定める時間を超えて時間外勤務をさせることはない。
４　第１項及び前項の規定は、勤務時間等規程第15条の３に規定する日常生活を営むのに支障がある親族（以下この項において「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、第１項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前５時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができる場合における当該職員を除く。）が、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、当該要介護者を介護」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。	４　第１項及び前項の規定は、阪神水道企業団職員就業時間、休日及び休暇規程（昭和25年訓令第99号）第15条の３に規定する日常生活を営むのに支障がある親族（以下「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、第１項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前５時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができる場合における当該職員を除く。）が、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、当該要介護者を介護」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。
（服務の宣誓等） 第12条　省略	（服務の宣誓等） 第12条　省略
２　前項の職員（再任用職員を除く。）は、採用後速やかに履歴書、身元保証書、誓約書、卒業証明書、免許証の写し等必要な書類を企業長に提出しなければならない。	２　前項の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の４第１項、第28条の５第１項又は第28条の６第１項若しくは第２項の規定により採用される職員を除く。）は、採用後速やかに履歴書、身元保証書、誓約書、卒業証明書、免許証等必要な書類を企業長に提出しなければならない。
（通勤届等の提出） 第13条　職員は、必要に応じて、採用後速やかに通勤届その他必要な書類を所属長を経て企業長に提出しなければな	（住所等の届出） 第13条　前条の職員は、採用後速やかに住所届その他必要な書類を所属長を経て企業長に届け出なければならない。

らない。	
２　省略	２　省略
（苦情相談への対応）	（苦情相談への対応）
第16条　ハラスメントに関する苦情の申出及び相談（以下この項及び次項において「苦情相談」という。）が職員からなされた場合に対応するため、総務部総務課に苦情相談を受ける職員（次項において「相談員」という。）を置く。	第16条　ハラスメントに関する苦情の申出及び相談（以下「苦情相談」という。）が職員からなされた場合に対応するため、総務部総務課に苦情相談を受ける職員（以下「相談員」という。）を置く。
２　省略	２　省略
（給料及び手当）	（給料及び手当）
第22条　職員の給与の決定、計算、支給方法及び支給時期並びに昇給に関する事項については、阪神水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年条例第６号。次条において「給与の種類及び基準条例」という。）及び給与条例の定めるところによる。	第22条　職員の給与の決定、計算、支給方法及び支給時期並びに昇給に関する事項については、阪神水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年条例第６号）及び給与条例の定めるところによる。
（退職手当）	（退職手当）
第23条　職員が退職し、又は死亡した場合は、給与の種類及び基準条例及び阪神水道企業団職員退職手当金条例（昭和24年条例第39号）の定めるところにより退職手当を支給する。	第23条　職員が退職し、又は死亡した場合は、阪神水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び阪神水道企業団職員退職手当金条例（昭和24年条例第39号）の定めるところにより退職手当を支給する。
（防火）	（防火）
第26条　職員は、火災発生の防止に努めるとともに、本企業団の庁舎（本庁及び各所をいう。）又は庁舎付近における火災を発見したときは、臨機の措置を講じなければならない。	第26条　職員は、火災発生の防止に努めるとともに、本企業団の庁舎（本庁及び各所をいう。）又は庁舎付近における火災を発見したときは、臨機の措置をとらなければならない。
（降任、免職、休職等）	（降任、免職、休職等）
第28条　職員は、法第28条第１項、第２項又は第４項の規定に該当する場合は、その意に反して降任、免職若しくは休職され、又は失職することがある。	第28条　職員は、地方公務員法第28条第１項、第２項又は第４項の規定に該当する場合は、その意に反して降任、免職若しくは休職され、又は失職することがある。

２　省略 （懲戒及び解雇） 第30条　職員は、法第29条第１項、第２項又は第３項若しくは地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第11条の規定に該当する場合は、戒告、減給、停職若しくは免職又は解雇されることがある。 ２　省略 ⑴から⑺まで　省略 ３　省略 ⑴から⑺まで　省略 ４　省略	２　省略 （懲戒及び解雇） 第30条　職員は、地方公務員法第29条第１項及び地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第11条の規定に該当する場合は、戒告、減給、停職若しくは免職又は解雇されることがある。 ２　省略 ⑴から⑺まで　省略 ３　省略 ⑴から⑺まで　省略 ４　省略

備考
1　改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
2　改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
3　改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和２年４月１日から施行する。

（労務者就業規則の廃止）

２　労務者就業規則（昭和26年訓令107号）は、廃止する。

阪神水道企業団住居手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和２年３月24日

阪神水道企業団
企業長　谷　本　光　司

阪神水道企業団規則第３号

阪神水道企業団住居手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

阪神水道企業団住居手当の支給に関する規則（昭和46年規則第１号）の一部を次のように改正する。

改　正　後	改　正　前
第２条　削除	（適用の範囲） 第２条　条例第８条の２第１項の規則で定める職員とは、持家に居住し、主としてその者の収入によつて独立した世帯の生計を支えている者をいう。

２　削除	２　前項に規定する持家の範囲等については、企業長が定める。
（手当の月額） 第６条　手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。	（手当の月額） 第６条　手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。 ⑴　第２条第１項に規定する職員については4,000円。
⑴　家賃の月額が 9,000 円以下の職員については 5,500 円。ただし、家賃の月額が 5,500 円未満の職員については家賃相当額とする。	⑵　家賃の月額が9,000円以下の職員については5,500円。ただし、家賃の月額が5,500円未満の職員については家賃相当額とする。
⑵　家賃の月額が 9,000 円を超え 10,000 円以下の職員については、家賃の月額から9,000円を控除した額を5,500円に加算した額とする。	⑶　家賃の月額が9,000円を超え10,000円以下の職員については、家賃の月額から9,000円を控除した額を5,500円に加算した額とする。
⑶　家賃の月額が 10,000 円を超え 13,000 円以下の職員については、その超える額の２分の１の額を 6,500 円に加算した額とする。	⑷　家賃の月額が10,000円を超え13,000円以下の職員については、その超える額の２分の１の額を6,500円に加算した額とする。
⑷　家賃の月額が 13,000 円を超える職員については、その超える額の２分の１の額（その２分の１の額が20,000 円を超えるときは、20,000円）を 8,000 円に加算した額とする。	⑸　家賃の月額が13,000円を超える職員については、その超える額の２分の１の額（その２分の１の額が19,000円を超えるときは、19,000円）を8,000円に加算した額とする。
別記様式（表） （別紙１のとおり）	別記様式（表） （別紙２のとおり）

備考

1　改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
2　改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
3　改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。
4　別記様式（表）を別紙２に記載する別記様式（表）から別紙１に記載する別記様式（表）に改める。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、令和２年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　令和５年３月31日までの間は、阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例及び阪神水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（令和２年条例第２号）附則第２項の規定に基づき、持家に居住し、主としてその者の収入によって独立した世帯の生計を支えている者に対し、住居手当を支給する。

３　前項に規定する住居手当の月額は、令和２年４月１日から令和３年３月31日までの間においては3,000円、令和３年４月１日から令和４年３月31日までの間においては2,000円、令和４年４月１日から令和５年３月31日までの間においては1,000円とする。

４　この規則による改正前の別記様式は、附則第２項の規定に基づく住居手当の支給に係る届出に限り、これを取り繕って使用することができる。

（別紙１以降、次ページに続く）

別紙１

別記様式（表）

住　　居　　届

年　　月　　日提出

阪神水道企業団 企業長　　様	所属部課（所、室）名		主たる届出事由 □新　規 □住居の変更 □契約関係の変更 □家賃の額の変更 □その他（　　）
	職　　名 氏　　名	㊞	
	所 属 長	㊞	
阪神水道企業団住居手当の支給に関する規則第３条の規定に基づき住居の実情を届け出ます。			上記事実の発生年月日 年　月　日

添　付　書　類	□ 契約書（写し）　□ 登記抄本　□ 家賃等の領収書（写し） □ その他（　　）			
住宅の内容	住宅の所在地			
	住宅の種類	□ 借家　□ 借間 □ まかない付下宿	住宅の契約面積	㎡
	住宅の所有者	続　柄 （　　）	住 所	
	住宅の貸主	続　柄 （　　）	住 所	
	住宅の名義上の借主	続　柄（借主が職員でない場合） （　　）借主が職員の扶養親族で	□ある　□ない	
	家　賃　等	月　額　　円（　　年　月　日から）		
	契 約 期 間	年　月　日から　　年　月　日まで		
入　居　日	年　月　日			

※上記家賃等には
□ 居住に関する支払額に電気、ガス又は水道の料金が含まれている。（光熱費込みの下宿代）
□ 居住に関する支払額に食費等が含まれている。（まかない付下宿代）

確認および決定欄（提出者は記入しないこと。）　　年　月　日受理

家賃の額（規則第５条に規定する家賃に相当する額）	支給の始期等	住宅手当の月額	決裁欄	左記のとおり決定する		
				課長	係長	係
円	年　月　日から 年　月　日まで　支給	円				

別紙２

別記様式（表）

住　　居　　届

昭和　　年　　月　　日提出

阪神水道企業団 企業長　　殿	所属部課（所、室）名		主たる届出事由 □新　規 □住居の変更 □契約関係の変更 □家賃の額の変更 □その他（　　）
	職　　名 氏　　名	---------- ㊞	
	所 属 長	㊞	
阪神水道企業団住居手当の支給に関する規則第３条の規定に基づき住居の実情を届け出ます。			上記事実の発生年月日 昭和　　年　　月　　日

添　付　書　類		□ 契約書（写し）　□ 登記抄本　□ 家賃等の領収書（写し） □ その他（　　）			
住宅の内容	住宅の所在地				
	住宅の種類	□ 借家　□ 借間　□ 持家 □ まかない付下宿		住宅の契約面積	㎡
	住宅の所有者	続　柄 （　　）	住 所		
	住宅の貸主	続　柄 （　　）	住 所		
	住宅の名義上の借主	続　柄（借主が職員でない場合） （　　）借主が職員の扶養親族で		□ある　□ない	
	家　賃　等	月　額　　円（昭和　　年　　月　　日から）			
	契 約 期 間	昭和　　年　　月　　日から昭和　　年　　月　　日まで			
入　　居　　日		昭和　　年　　月　　日			

※上記家賃等には
□ 居住に関する支払額に電気、ガス又は水道の料金が含まれている。（光熱費込みの下宿代）
□ 居住に関する支払額に食費等が含まれている。（まかない付下宿代）

確認および決定欄（提出者は記入しないこと。）昭和　　年　　月　　日受理

家賃の額（規則第５条に規定する家賃に相当する額）	支給の始期等		住宅手当の月額	決裁欄	左記のとおり決定する			
					課長	係長	係	係
円	昭和　年　月　日から 昭和　年　月　日まで	支給	円					

阪神水道企業団公報発行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和２年３月31日

阪神水道企業団
企業長　谷　本　光　司

阪神水道企業団規則第４号

阪神水道企業団公報発行規則の一部を改正する規則

阪神水道企業団公報発行規則（昭和35年規則第６号）の一部を次のように改正する。

改　正　後	改　正　前
（登載事項） 第２条　公報には、次に掲げる事項を登載する。 ⑴　条例、規則、訓令、管理規程、告示 ⑵　省略	（登載事項） 第２条　公報には、次に掲げる事項を登載する。 ⑴　条例、規則、訓令、管理規程、告示、任免 ⑵　省略

備考
1　改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
2　改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
3　改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

◇訓　　令◇

訓令第１号

庁中一般
各　　所

阪神水道企業団職員の育児休業等に関する規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

令和２年３月18日

阪神水道企業団
企業長　谷　本　光　司

阪神水道企業団職員の育児休業等に関する規程等の一部を改正する規程

（阪神水道企業団職員の育児休業等に関する規程の一部改正）

第１条　阪神水道企業団職員の育児休業等に関する規程（平成４年訓令第２号）の一部を次のように改正する。

改　正　後	改　正　前
（定義） 第２条　この規程において職員とは、阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例（昭和27年条例第52号）の適用を受ける職員をいう。 （育児休業をすることができない職員） 第３条　次に掲げる職員は、育児休業をすることができない。 ⑴及び⑵　省略 ⑶　次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員 イ　次のいずれにも該当する非常勤職　員 (ｲ)　引き続き在職した期間が１年以上である非常勤職員 (ﾛ)　その養育する子（第４条第１項に規定する子をいう。以下同じ。）が１歳６か月に達する日（以下「１歳６か月到達日」という。）（第４条第５項の規定に該当する場合にあっては、２歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員 (ﾊ)　勤務日の日数を考慮して企業長が定める非常勤職員 ロ　第４条第４項第３号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子が１歳に達する日（以下この号及び同項において「１歳到達日」という。）（当該子につい	（定義） 第２条　この規程において職員とは、阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例（昭和27年２月条例第52号）の適用を受ける職員をいう。 （育児休業をすることができない職員） 第３条　次に掲げる職員は、育児休業をすることができない。 ⑴及び⑵　省略

て当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の１歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。） ハ　第４条第５項に規定する場合に該当する非常勤職員（その養育する子の１歳６か月到達日（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の１歳６か月到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。） ニ　その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの	
（育児休業の承認） 第４条　職員は、企業長の承認を受けて、当該職員の子（民法（明治29年法律第89号）第817条の２第１項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第１項第３号の規定により同法第６条の４第２号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童（児童福祉	（育児休業の承認） 第４条　職員は、企業長の承認を受けて、当該職員の３歳に満たない子（民法（明治29年法律第89号）第817条の２第１項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第１項第３号の規定により同法第６条の４第２号に規定する養子縁組里親である職員に委託されて

法第６条の４第１号に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第４項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第６条の４第２号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第１項第３号の規定により委託されている当該児童を含む。以下同じ。））を養育するため当該子が３歳に達する日（非常勤職員の当該子に係る育児休業ができる日は、第４項に定める日（当該子の養育の事情を考慮して特に必要と認められる場合に該当するときは、２歳に達する日））まで、育児休業をすることができる。ただし、当該子について、既に育児休業（第３条の２に規定する期間内に、職員（当該期間内に阪神水道企業団職員就業時間、休日及び休暇規程（昭和25年訓令第99号。第11条第２項において「勤務時間等規程」という。）第11条第１項に規定する産後休暇を取得し、勤務しなかった職員を除く。）が当該子についてした最初の育児休業を除く。）をしたことがあるときは、特別の事情がある場合を除き、この限りでない。	いる児童（児童福祉法第６条の４第１号に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第４項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第６条の４第２号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第１項第３号の規定により委託されている当該児童を含む。以下同じ。））を養育するため当該子が３歳に達する日まで、育児休業をすることができる。ただし、当該子について、既に育児休業（第３条の２に規定する期間内に、職員（当該期間内に阪神水道企業団職員就業時間、休日及び休暇規程（昭和25年訓令第99号。以下「勤務時間等規程」という。）第11条第１項に規定する産後休暇を取得し、勤務しなかった職員を除く。）が当該子についてした最初の育児休業を除く。）をしたことがあるときは、特別の事情がある場合を除き、この限りでない。
２及び３　省略	２及び３　省略
４　第１項の非常勤職員の当該子に係る育児休業ができる日は、当該子の養育の事情に応じ、１歳に達する日から１歳６か月に達する日までの間で次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。 ⑴　次号及び第３号に掲げる場合以外の場合　非常勤職員の養育する子の１歳到達日 ⑵　非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情に	

ある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の１歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この項及び次項において「地方等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の１歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。）　当該子が１歳２か月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の１歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第１項又は第２項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日） ⑶　１歳から１歳６か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の１歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の１歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児	

休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該子の１歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き採用されるものにあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき　当該子の１歳６か月到達日 イ　当該子について、当該非常勤職員が当該子の１歳到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の１歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の１歳到達日（当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の１歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合 ロ　当該子の１歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として企業長が定める場合に該当する場合 ５　第１項の当該子の養育の事情を考慮して特に必要と認められる場合は、１歳６か月から２歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の１歳６か月到達日の翌日（当該子の１	

歳６か月到達日後の期間においてこの項に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き採用されるものにあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次の各号のいずれにも該当するときとする。 ⑴　当該子について、当該非常勤職員が当該子の１歳６か月到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の１歳６か月到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の１歳６か月到達日（当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の１歳６か月到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合 ⑵　当該子の１歳６か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として企業長が定める場合に該当する場合	
６　第１項の特別の事情とは、次に掲げる事情とする。 ⑴　省略 イ及びロ　省略 ⑵　育児休業をしている職員が第７条第２項第２号に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該	４　第１項に規定する特別の事情とは、次に掲げる事情とする。 ⑴　省略 イ及びロ　省略 ⑵　育児休業をしている職員が第７条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することと

当することとなったこと。 イ　省略 ロ　民法第817条の２第１項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第１項第３号の規定による措置が解除された場合 ⑶から⑸まで　省略 ⑹　配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児休業に係る子について児童福祉法第39条第１項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第２条第６項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第２項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児休業の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより、当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。 ⑺　第４条第４項第３号に掲げる場合に該当すること又は同条第５項の規定に該当すること。 ⑻　その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日	なったこと。 イ　省略 ロ　民法（明治29年法律第89号）第817条の２第１項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第１項第３号の規定による措置が解除された場合 ⑶から⑸まで　省略 ⑹　配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより、当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとすること。	
（育児休業の期間の延長）	（育児休業の期間の延長）
第５条　省略	第５条　省略
２　省略	２　省略
３　前項に規定する特別の事情とは、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児休業の期間の延長の請求時に予測することができなかった事実が生じたことにより、当該育児休業に係る子について、育児休業の期間の再度の延長をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこととする。	３　前項に規定する特別の事情とは、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他育児休業の期間の延長の請求時に予測することができなかった事実が生じたことにより、当該育児休業に係る子について、育児休業の期間の再度の延長をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこととする。
４　省略	４　省略
（育児休業の承認の失効等に伴う届出）	（育児休業の承認の失効等に伴う届出）
第８条　省略	第８条　省略
⑴から⑶まで　省略	⑴から⑶まで　省略
２　前項に規定する届出は、養育状況変更届（様式第３）により行うものとする。	２　前項の届け出は、養育状況変更届（様式第３）により行うものとする。
（職務復帰）	（職務復帰）
第９条　育児休業職員は、育児休業の期間が満了したとき、育児休業の承認が休職又は停職の処分を受けたこと以外の事由により効力を失ったとき又は育児休業の承認が取り消されたとき（第７条第２項第２号に掲げる事由に該当したことにより承認が取り消された場合を除く。）は、職務に復帰するものとする。	第９条　育児休業職員は、育児休業の期間が満了したとき、育児休業の承認が休職又は停職の処分を受けたこと以外の事由により効力を失ったとき又は育児休業の承認が取り消されたとき（第７条第２項第３号に掲げる事由に該当したことにより承認が取り消された場合を除く。）は、職務に復帰するものとする。
（部分休業）	（部分休業）
第11条　企業長は、職員が請求した場合	第11条　企業長は、職員が請求した場合

において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため１日の勤務時間の一部（２時間を超えない範囲内の時間に限る。）について勤務しないこと（第４項において「部分休業」という。）を承認することができる。	において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため１日の勤務時間の一部（２時間を超えない範囲内の時間に限る。）について勤務しないこと（以下「部分休業」という。）を承認することができる。
２　前項の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、１日を通じて２時間（勤務時間等規程第４条の規定による育児時間を承認されている職員については、２時間から当該育児時間を減じた時間）を超えない範囲内で、職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間について、30分を単位として行うものとする。	２　前項の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、１日を通じて２時間（阪神水道企業団職員就業時間、休日及び休暇規程（昭和25年４月訓令第99号）第４条の規定による育児時間を承認されている職員については、２時間から当該育児時間を減じた時間）を超えない範囲内で、職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間について、30分を単位として行うものとする。
３及び４　省略	３及び４　省略
様式第２ （別紙１のとおり）	様式第２ （別紙２のとおり）

備考
1　改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
2　改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
3　改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。
4　様式第２を別紙２に記載する様式第２から別紙１に記載する様式第２に改める。

（阪神水道企業団職員の勤務に係る電子決裁規程の一部改正）

第２条　阪神水道企業団職員の勤務に係る電子決裁規程（平成25年訓令第４号）の一部を次のように改正する。

改　正　後	改　正　前
（定義） 第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 ⑴　電子決裁　企業長又は阪神水道企	（定義） 第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 ⑴　電子決裁　企業長又は阪神水道企

業団決裁規程（平成６年訓令第１号）第２条第２号に規定する専決若しくは同条第３号に規定する代理決裁の権限を有する者が、その権限に属する事務について、その意思を決定する際に、出退勤管理システム上の電磁的記録により回議し、合議し、及び決裁することをいう。 ⑵から⑷まで　省略 （対象職員） 第３条　この規程の対象職員は、阪神水道企業団に勤務する一般職の職員とする。ただし、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の２第１項第１号に掲げる会計年度任用職員であって、当該職員の勤務条件が常時勤務を要する職員のそれと著しく異なるため、出退勤管理システムにより勤務状況に係る管理を行うことが適当でないと、企業長が特に認めた者を除く。	業団決裁規程（平成６年訓令第１号。以下「決裁規程」という。）第２条第２号に規定する専決若しくは同条第３号に規定する代理決裁の権限を有する者が、その権限に属する事務について、その意思を決定する際に、出退勤管理システム上の電磁的記録により回議し、合議し、及び決裁することをいう。 ⑵から⑷まで　省略 （対象職員） 第３条　この規程の対象職員は、阪神水道企業団職員定数条例（昭和24年条例第38号）第１条に規定する職員とする。

備考
1　改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
2　改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
3　改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。

（阪神水道企業団職員き章規程の一部改正）

第３条　阪神水道企業団職員き章規程（昭和37年訓令第５号）の一部を次のように改正する。

改　正　後	改　正　前
（職員の定義） 第２条　この規程において「職員」とは、次に掲げる者を除き、阪神水道企業団に勤務する者をいう。 ⑴　地方公務員法（昭和25年法律第261号。次号及び第３号において「法」という。）第３条第３項第１号、第２号及び第３号に掲げる特別職の職	（職員の定義） 第２条　この規程において「職員」とは、次に掲げる者を除き、阪神水道企業団に勤務する者をいう。 ⑴　常時勤務を要しない者（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の５第１項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）

員（副企業長を除く。） ⑵　法第22条の２第１項に規定する会計年度任用職員 ⑶　法第22条の３第４項の規定に基づく臨時的任用職員 ⑷　地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第110号）第６条第１項の規定に基づく任期付採用職員及び臨時的任用職員	⑵　６か月未満の期限を附して臨時に雇用される者 ⑶　日日雇い入れられる者

備考
1　改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
2　改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
3　改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。

（阪神水道企業団職員証に関する規程の一部改正）

第４条　阪神水道企業団職員証に関する規程（平成23年訓令第２号）の一部を次のように改正する。

改　正　後	改　正　前
（職員の定義） 第２条　この規程において「職員」とは、次に掲げる者を除き、阪神水道企業団に勤務する者をいう。 ⑴　地方公務員法（昭和25年法律第261号。次号及び第３号において「法」という。）第３条第３項第１号、第２号及び第３号に掲げる特別職の職員（副企業長を除く。） ⑵　法第22条の２第１項に規定する会計年度任用職員 ⑶　法第22条の３第４項の規定に基づく臨時的任用職員 ⑷　地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第110号）第６条第１項の規定に基づく任期付採用職員及び臨時的任用職員 別記様式 表	（職員の定義） 第２条　この規程において「職員」とは、次に掲げる者を除き、阪神水道企業団に勤務する者をいう。 ⑴　常時勤務を要しない者（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の５第１項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。） ⑵　６か月未満の期限を附して臨時に雇用される者 ⑶　日日雇い入れられる者 別記様式 表

備考

1　改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
2　改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
3　改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。

（阪神水道企業団職員職名規程の一部改正）

第５条　阪神水道企業団職員職名規程（昭和24年訓令第82号）の一部を次のように改正する。

改　正　後	改　正　前
第２条　職員の職名は、事務職員、技術職員、臨時職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下この条において「法」という。）法第22条の３第４項の規定に基づく臨時的任用職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第110号）第６条第１項の規定に基づく任期付採用職員及び臨時的任用職員をいう。）及び嘱託職員（法第22条の２第１項に規定する会計年度任用職員をいう。）とする。	第２条　職員の職名は、事務職員、技術職員及び嘱託とする。
第３条　部、課、場、センター、所、室及び係の長その他の職については別表左欄のように補職名を置き、同表右欄の職員をもつてこれに充てる。	第３条　部、課、場、センター、所、室及び係の長その他の職については別表左欄のように補職名を置き、同様右欄の職員をもつてこれに充てる。
２　省略	２　省略
第４条　職名に関し、法令その他特別の定めがあるものであつて、特に必要があると認められるものについては、第３条に定める職名のほか、別の職名を併せて用いることができる。	第４条　職名に関し法令、その他に特別の定めがあるものであつて、特に必要があると認められるものについては、第３条に定める職名の外、別の職名を併せて用いることができる。

別　表

補職名	職　　名	補職名	職　　名
部　長	事務職員、技術職員	室　長	事務職員、技術職員
参　事	事務職員、技術職員	副場長	事務職員、技術職員
次　長	事務職員、技術職員	副所長	事務職員、技術職員
課　長	事務職員、技術職員	係　長	事務職員、技術職員
場　長	技術職員	主　査	事務職員、技術職員
所　長	技術職員	主　任	事務職員、技術職員
主　幹	事務職員、技術職員		

別　表

補職名	職　　名	補職名	職　　名
部　長	事務職員、技術職員、嘱託	室　長	事務職員、技術職員
参　事	事務職員、技術職員、嘱託	副場長	事務職員、技術職員
次　長	事務職員、技術職員	副所長	事務職員、技術職員
課　長	事務職員、技術職員	係　長	事務職員、技術職員
場　長	技術職員	主　査	事務職員、技術職員
所　長	技術職員	主　任	事務職員、技術職員
主　幹	事務職員、技術職員		

備考

1　改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
2　改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
3　改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。

（阪神水道企業団職員就業時間、休日及び休暇規程の一部改正）

第６条　阪神水道企業団職員就業時間、休日及び休暇規程（昭和25年訓令第99号）の一部を次のように改正する。

改　正　後	改　正　前
（この規程の目的） 第１条　阪神水道企業団に勤務する一般職の職員の就業時間、休日及び休暇は、別に定めのあるものを除き、この規程の定めるところによる。	（この規程の目的） 第１条　阪神水道企業団（以下「企業団」という。）職員で、常時勤務を要する者（臨時に雇用される者を除く。以下「職員」という。）及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の５第１項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の就業時間、休日及び休暇は、別に定めのあるものを除き、この規程の定めるところによる。
（就業時間等） 第２条　職員の就業時間は、午前８時45分から午後５時30分までとする。ただし、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の２第１項第１号に掲げる会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）及び法第28条の５第１項及び第28条の６第２項に規定する短時間の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）については別に定める。	（就業時間等） 第２条　職員の就業時間は、午前８時45分から午後５時30分までとする。ただし、再任用短時間勤務職員については別に定める。

２　日曜日及び土曜日（パートタイム会計年度任用職員及び再任用短時間勤務職員にあつては、日曜日及び土曜日並びにこれらの日以外の日において企業長が定める日）は、勤務を要しない日とする。	２　日曜日及び土曜日（再任用短時間勤務職員にあつては、日曜日及び土曜日並びにこれらの日以外の日において企業長が定める日）は、勤務を要しない日とする。
（休憩）	（休憩）
第３条　職員の休憩時間は、正午から午後１時までとする。ただし、パートタイム会計年度任用職員及び再任用短時間勤務職員であつて、当該職員の勤務時間が常時勤務を要する職員のそれと著しく異なる職員については、別に定める。	第３条　職員の休憩時間は、正午から午後１時までとする。
（年次休暇）	（年次休暇）
第８条　職員には、１年を通じて次の区分によつてそれぞれ年次休暇を与えることができる。 ⑴から⑷まで　省略 ⑸　省略 アからエまで　省略 ⑹　法第22条の２第１項に規定する会計年度任用職員、第22条の３第４項の規定に基づく臨時的任用職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第110号）第６条第１項の規定に基づく任期付採用職員及び臨時的任用職員（以下「会計年度任用職員等」という。）　別に定める日数	第８条　職員には、１年を通じて次の区分によつてそれぞれ年次休暇を与えることができる。 ⑴から⑷まで　省略 ⑸　省略 アからエまで　省略
２　前項の１年は１月１日に始まり、12月31日に終わるものとする。ただし、会計年度任用職員等については、この限りでない。	２　前項の１年は１月１日に始まり、12月31日に終わるものとする。
３　省略	３　省略
４　育児短時間勤務職員等、パートタイム会計年度任用職員及び再任用短時間勤務職員の年次休暇の単位は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる	４　育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員の年次休暇の単位は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定

職員の区分に応じ、当該各号に定める単位とする。	める単位とする。
⑴から⑶まで　省略	⑴から⑶まで　省略
５　省略	５　省略
６　省略	６　省略
⑴から⑶まで　省略	⑴から⑶まで　省略
（年次休暇の繰越し）	（年次休暇の繰り越し）
第９条の２　第８条の年次休暇の全日数をその年に与えなかつた職員については、その休暇の残日数及び残時間を翌年（会計年度任用職員等にあつては、次の１年間）に限り繰り越して与えることができる。	第９条の２　第８条の年次休暇の全日数をその年に与えなかつた職員については、その休暇の残日数及び残時間を翌年に限り繰り越して与えることができる。
（特別休暇）	（特別休暇）
第15条の２　職員が次に掲げる事由により勤務することができない場合において、やむを得ないと認めるときは、それぞれ規定の範囲内において特別休暇を与えることができる。ただし、企業長は必要と認めるときは、その事実を証明する書類を提出させることができる。	第15条の２　職員が次に掲げる事由により勤務することができない場合において、やむを得ないと認めるときは、それぞれ規定の範囲内において特別休暇を与えることができる。ただし、企業長は必要と認めるときは、その事実を証明する書類を提出させることができる。
⑴　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の規定による交通遮断又は隔離 その都度必要と認める期間	⑴　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の規定による交通しや断又は隔離 そのつど必要と認める期間
⑵　風水震火災その他の非常災害による交通遮断 その都度必要と認める期間	⑵　風水震火災その他の非常災害による交通しや断 そのつど必要と認める期間
⑶　風水震火災その他の非常災害により次のいずれかに該当する場合 10日を超えない範囲内でその都度必要と認める期間 ア及びイ　省略	⑶　風水震火災その他の非常災害により次のいずれかに該当する場合 10日を超えない範囲内でそのつど必要と認める期間 ア及びイ　省略
⑷　その他交通機関の事故等の不可抗力の原因 その都度必要と認める期間	⑷　その他交通機関の事故等の不可抗力の原因 そのつど必要と認める期間
⑸　裁判員、証人、鑑定人、参考人等	⑸　裁判員、証人、鑑定人、参考人等

として国会、裁判所、地方公共団体の議会、その他の官公署への出頭 その都度必要と認める時間 ⑹　選挙権その他公民としての権利の行使 その都度必要と認める時間 ⑺　厚生その他能率増進に関する計画実施への参加 その都度必要と認める時間 ⑻から⑽まで　省略 ⑾　省略 アからウまで　省略 ⑿　職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者として、その登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 その都度必要と認める期間 ⒀　省略 ⒁　省略 アからウまで　省略 ⒂　前各号に定めるもののほか企業長が特に必要と認めた場合 その都度必要と認める期間 （会計年度任用職員等に係る公務傷病等による療養休暇） 第15条の５　会計年度任用職員等に係る第９条の３及び第９条の４に規定する公務上の負傷又は疾病による療養休暇及び私傷病による療養休暇の付与については、当該職員の任用期間、１週間の勤務日数及び勤務時間等を考慮して、企業長が別に定める。	として国会、裁判所、地方公共団体の議会、その他の官公署への出頭 そのつど必要と認める時間 ⑹　選挙権その他公民としての権利の行使 そのつど必要と認める時間 ⑺　厚生その他能率増進に関する計画実施への参加 そのつど必要と認める時間 ⑻から⑽まで　省略 ⑾　省略 アからウまで　省略 ⑿　職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者として、その登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 そのつど必要と認める期間 ⒀　省略 ⒁　省略 アからウまで　省略 ⒂　前各号に定めるもののほか企業長が特に必要と認めた場合 そのつど必要と認める期間

（会計年度任用職員等についての適用除外） 第15条の６　第９条の３（公務上の負傷又は疾病による療養休暇を除く。）、第15条並びに第15条の２第８号、第９号、第13号及び第14号の規定は、会計年度任用職員等には適用しない。 （準用） 第17条　第８条第３項（１時間を単位として与える場合を除く。）及び第５項の規定は、第９条の３から第15条まで、第15条の２第１号から第４号まで及び第８号から第15号まで並びに第15条の３に規定する休暇について準用する。	（準用） 第17条　第８条第３項（１時間を単位として与える場合を除く。）及び同条第５項の規定は、第９条の３から第15条まで、第15条の２第１号から第４号まで及び第８号から第15号まで並びに第15条の３に規定する休暇について準用する。
備考 １　改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 ２　改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 ３　改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。	

（阪神水道企業団出勤簿等取扱規程の一部改正）

第７条　阪神水道企業団出勤簿等取扱規程（昭和34年訓令第154号）の一部を次のように改正する。

改　正　後	改　正　前
（定義） 第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 ⑴　職員　阪神水道企業団に勤務する一般職の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の２第１項第１号に掲げる会計年度任用職員であつて、当該職員の勤務条件が常時勤務を要する職員のそれと著しく異なるため、次号に定める出退勤管理システムにより勤務状況に係る管理を行うことが適当でないと、企業長が特に認めた者を除く。）をい	（定義） 第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 ⑴　職員　事務職員、技術職員、臨時職員及び常勤の嘱託をいう。

う。 ⑵から⑸まで　省略 （出勤簿等の認証） 第４条　職員は、出勤したとき、及び退勤したときは、自ら職員証読取機に職員証（臨時職員及び嘱託職員にあつては、別に交付される認証カード。第９条第２項において同じ。）を認識させなければならない。 （職務に専念する義務の免除） 第６条の３　職員は、職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和28年条例第69号。次項において「専免条例」という。）の規定により職務に専念する義務の免除を受けようとするときは、職務専念義務免除申請書（様式第３の２）を所属長を経て企業長に提出し、その承認を受けなければならない。 ２　省略 （出張の場合） 第10条　職員は、出張のため登庁しない場合又は出張先に直行若しくは出張先から直帰する場合は、出退勤管理システムにより、必要事項を入力しなければならない。 様式第３の２ （別紙３のとおり） 様式第５ （別紙５のとおり）	⑵から⑸まで　省略 （出勤簿等の認証） 第４条　職員は、出勤したとき、及び退勤したときは、自ら職員証読取機に職員証を認識させなければならない。 （職務に専念する義務の免除） 第６条の３　職員は、職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和28年条例第69号。以下この条において「専免条例」という。）の規定により職務に専念する義務の免除を受けようとするときは、職務専念義務免除申請書（様式第３の２）を所属長を経て企業長に提出し、その承認を受けなければならない。 ２　省略 （出張の場合） 第10条　事務の都合により特に登庁時限前に所属職員を出張させるときは、その前日退庁時限までに出勤簿等管理者に通知しなければならない。 様式第３の２ （別紙４のとおり） 様式第５ （別紙６のとおり）

備考

1　改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
2　改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
3　改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。
4　様式第３の２を別紙４に記載する様式第３の２から別紙３に記載する様式第３の２に改める。
5　様式第５を別紙６に記載する様式第５から別紙５に記載する様式第５に改める。

（阪神水道企業団被服貸与規程の一部改正）

第８条　阪神水道企業団被服貸与規程（昭和33年訓令第151号）の一部を次のように改正

する。

改　正　後	改　正　前
（用語の定義） 第２条　この規程において次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 ⑴　阪神水道企業団職員（以下「職員」という。）とは、常勤の特別職員、事務職員、技術職員、嘱託職員及び臨時職員（企業長の特に認める職員に限る。次条第１項において「嘱託職員等」という。）とする。 ⑵　省略 （貸与被服の種別等） 第３条　職員に貸与する被服の貸与対象区分、制式並びに貸与期間（以下この項において「貸与被服の種別等」という。）は、第２項に定める被服以外は、別表に定めるとおりとする。ただし、特別職員及び嘱託職員等の貸与被服の種別等については別に定める。 ２　省略 （復職者） 第６条　既に被服を貸与された者が休職し、その後復職した場合は、次の各号に定める時期までは新たに貸与しないものとする。 ⑴及び⑵　省略 （保管の義務） 第７条　省略 ２　貸与期間中における修理等の費用は、全て貸与を受けた者の負担とする。 （被服の様式） 第11条　被服の地質及び制式の細目は、貸与の都度企業長が定めるものとす	（用語の定義） 第２条　この規程において次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 ⑴　阪神水道企業団職員（以下「職員」という。）とは、常勤の特別職、事務職員、技術職員、常勤の嘱託、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の５第１項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び臨時職員（試用中及び企業長の特に認める職員）とする。 ⑵　省略 （貸与被服の種別等） 第３条　職員に貸与する被服の貸与対象区分、制式並びに貸与期間は、第２項に定める被服以外は、別表に定めるとおりとする。 ２　省略 （復職者） 第６条　すでに被服を貸与された者が休職しその後復職した場合は、次の各号に定める時期までは新たに貸与しないものとする。 ⑴及び⑵　省略 （保管の義務） 第７条　省略 ２　貸与期間中における修理等の費用は、すべて貸与を受けた者の負担とする。 （被服の様式） 第11条　被服の地質及び制式の細目は、貸与のつど企業長が定めるものとす

る。	る。

備考
1　改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
2　改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
3　改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。

（阪神水道企業団特殊勤務手当支給規程の一部改正）

第９条　阪神水道企業団特殊勤務手当支給規程（昭和34年訓令第153号）の一部を次のように改正する。

改　正　後	改　正　前
（目的） 第１条　この規程は、阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例（昭和27年条例第52号）第10条の規定に基づき、特殊勤務手当に関し必要な事項を定めることを目的とする。	（目的） 第１条　この規程は、阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例（昭和27年条例第52号）第10条及び阪神水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年条例第６号）第７条の規定に基づき、特殊勤務手当に関し必要な事項を定めることを目的とする。 （定義） 第２条　この規程で「職員」とは、事務職員及び技術職員とする。
第２条　削除	
（危険作業手当） 第６条　省略 ⑴から⑷まで　省略 ２　省略 ⑴から⑸まで　省略 ３　私傷病による療養休暇若しくは介護休暇を与えられた者又は欠勤した者に対する前項第１号の手当の額は、当該休暇又は欠勤日数に応じ、給料の計算方法に準じて減額する。	（危険作業手当） 第６条　省略 ⑴から⑷まで　省略 ２　省略 ⑴から⑸まで　省略 ３　第４条第２号及び第３号の規定は、第１項第１号及び第２号の職員にこれを適用する。

備考
1　改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
2　改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
3　改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。

（失業者の退職手当金支給取扱規程の一部改正）

第10条　失業者の退職手当金支給取扱規程（昭和58年訓令第３号）の一部を次のように改正する。

改　正　後	改　正　前
（規則第10条第１項に規定する企業長が別に定めるもの） 第５条の２　規則第10条第１項に規定する企業長が別に定めるものは、次のとおりとする。 ⑴　省略 ⑵　地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第１項第２号の規定による免職又はこれに準ずる処分を受けた者 ⑶　公務上の傷病により退職した者 ⑷　その者の非違によることなく勧奨を受けて退職した者 （受給期間延長の申出） 第７条　省略 ２　前項に規定する申出は、規則第10条第１項に規定する理由に該当するに至つた日の翌日から、基本手当に相当する退職手当の支給を受ける資格に係る退職の日の翌日から起算して４年を経過する日までの間（同項の規定により加算された期間が４年に満たない場合は、当該期間の最後の日までの間）にしなければならない。ただし、天災その他申出をしなかつたことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。 ３及び４　省略 ５　省略 ⑴及び⑵　省略	（規則第10条第１項に規定する企業長が別に定めるもの） 第５条の２　規則第10条第１項に規定する企業長が別に定めるものは、次のとおりとする。 ⑴　省略 ⑵　地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第４項の規定による失職（同法第16条第１号に該当する場合に限る。）又はこれに準ずる退職をした者 ⑶　地方公務員法第28条第１項第２号の規定による免職又はこれに準ずる処分を受けた者 ⑷　公務上の傷病により退職した者 ⑸　その者の非違によることなく勧奨を受けて退職した者 （受給期間延長の申出） 第７条　省略 ２　前項に規定する申出は、規則第10条第１項に規定する理由に該当するに至つた日の翌日から起算して１月以内にしなければならない。ただし、天災その他申出をしなかつたことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。 ３及び４　省略 ５　省略 ⑴及び⑵　省略

６　省略	６　省略
備考 １　改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 ２　改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 ３　改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。	

附　則

（施行期日等）

１　この規程は、令和２年４月１日から施行する。ただし、第10条の規定は、公布の日から施行し、令和元年12月14日（附則第５項及び第６項において「適用日」という。）から適用する。

（阪神水道企業団職員証に関する規程の一部改正に伴う経過措置）

２　この規程の施行の日（次項において「施行日」という。）前に既に交付を受けている職員証は、改正後の規程に基づいて交付を受けたものとみなす。

（阪神水道企業団被服貸与規程の一部改正に伴う経過措置）

３　施行日前に既に貸与を受けている被服は、改正後の規程に基づいて貸与を受けたものとみなす。

（阪神水道企業団公舎規程の廃止）

４　阪神水道企業団公舎規程（昭和44年訓令第４号）は、廃止する。

（失業者の退職手当金支給取扱規程の一部改正に伴う経過措置）

５　適用日前に退職した者がこの規程による改正前の失業者の退職手当金支給取扱規程第５条の２第２号に掲げる者に該当する場合には、この規程による改正後の失業者の退職手当金支給取扱規程（次項において「改正後の規程」という。）第５条の２に規定する阪神水道企業団職員退職手当金条例施行規則（昭和40年規則第１号）第10条第１項に規定する企業長が別に定めるものとみなす。

６　改正後の規程第７条第２項の規定は、同規程第４条に規定する基本手当に相当する退職手当の支給を受ける資格に係る退職の日の翌日から起算して４年を経過する日が適用日以後にある者からの申出について適用し、当該退職の日の翌日から起算して４年を経過する日が適用日前にある者からの申出については、なお従前の例による。

（別紙１以降、次ページに続く）

別紙１

様式第２

育児休業計画書

提出年月日　　年　　月　　日

阪神水道企業団
企業長　　様

所　属
職　名
氏　名　　㊞

阪神水道企業団職員の育児休業等に関する規程第４条第１項及び第６項第５号の規定に基づき、再度の育児休業の承認の請求をする予定ですので、育児休業等の計画について下記のとおり提出します。

なお、記載事項に変更が生じた場合は遅滞なく届け出ます。

１　育児休業の承認の請求に係る子			
子の氏名		生年月日	年　月　日生
２　請求者の育児休業計画			
育児休業請求期間	年　月　日から　年　月　日まで		
再度の育児休業請求予定期間	年　月　日から　年　月　日まで		
３　配偶者の養育計画			
配偶者の氏名			
養育予定期間	年　月　日から　年　月　日まで		
子を養育するために利用する制度等	□ 育児休業　□ 育児休業以外の休業・休暇 □ その他（　　）		
４　備考			

（注）１　育児休業計画書は、育児休業承認請求書と同時に（変更の届出の場合は、記載事項に変更が生じた後遅滞なく）提出するものとする。

２　請求者の育児休業請求期間には、育児休業承認請求書に記載した請求期間を記入する。

３　請求者の配偶者の養育予定期間は、請求者の育児休業における育児休業請求期間の満了日の翌日から再度の育児休業請求予定期間の初日の前日までの期間（３月以上の期間に限る。）が記入されることとなる。

４　子の出生前に提出する場合は、「１　育児休業の承認の請求に係る子」欄の記入は、出生後、速やかに行うこと。

５　変更の届出の場合は、変更する箇所のみ記入する。

６　該当する□には×印を記入すること。

別紙２

様式第２

育児休業計画書

提出年月日　　年　　月　　日

阪神水道企業団
企業長　　様

所　属
職　名
氏　名　　㊞

阪神水道企業団職員の育児休業等に関する規程第４条第１項及び第４項第３号の規定に基づき、再度の育児休業の承認の請求をする予定ですので、育児休業等の計画について下記のとおり提出します。

なお、記載事項に変更が生じた場合は遅滞なく届け出ます。

１　育児休業の承認の請求に係る子			
子の氏名		生年月日	年　月　日生
２　請求者の育児休業計画			
育児休業請求期間	年　月　日から　年　月　日まで		
再度の育児休業請求予定期間	年　月　日から　年　月　日まで		
３　配偶者の養育計画			
配偶者の氏名			
養育予定期間	年　月　日から　年　月　日まで		
子を養育するために利用する制度等	□ 育児休業　□ 育児休業以外の休業・休暇 □ その他（　　）		
４　備考			

（注）１　育児休業計画書は、育児休業承認請求書と同時に（変更の届出の場合は、記載事項に変更が生じた後遅滞なく）提出するものとする。

２　請求者の育児休業請求期間には、育児休業承認請求書に記載した請求期間を記入する。

３　請求者の配偶者の養育予定期間は、請求者の育児休業における育児休業請求期間の満了日の翌日から再度の育児休業請求予定期間の初日の前日までの期間（３月以上の期間に限る。）が記入されることとなる。

４　子の出生前に提出する場合は、「１　育児休業の承認の請求に係る子」欄の記入は、出生後、速やかに行うこと。

５　変更の届出の場合は、変更する箇所のみ記入する。

６　該当する□には×印を記入すること。

別紙３

様式第３の２

職 務 専 念 義 務 免 除 申 請 書

年　　月　　日 企業長　　様 所　属 申請者　職　名 氏　名　　印 次のとおり職務に専念する義務の免除を申請します。	
理　由	
期　間	年　　月　　日（　　時　　分）から 年　　月　　日（　　時　　分）まで　　日（　　時　　分）間
摘　要	

処理	免除する 免除しない	企業長	副企業長	総務部長	次長	総務課				所属長
						課長	係長	主査	係	

（注）　１　第６条の２第２項の規定により申請するときは、職務に専念する義務の免除を受けようとする者の所属、職、氏名を摘要欄に記載すること。

２　企業長が必要と認めるときは、事実を証明する書類を添付すること。

別紙４

様式第３の２

職 務 専 念 義 務 免 除 申 請 書

平成　　年　　月　　日 企業長　氏　　名　様

申請者　所　属 職　名　氏　　名印 次のとおり職務に専念する義務の免除を申請します。	
理　由	
期　間	平成　　年　　月　　日（　　時　　分）から 平成　　年　　月　　日（　　時　　分）まで　　日（　　時　　分）間
摘　要	

処　理	免除する	企業長	副企業長	総務部長	総務課			所属長
					課　長	係　長	係	
	免除しない							

（註）　１　第６条の２第２項の規定により申請するときは、職務に専念する義務の免除を受けようとする者の所属、職、氏名を摘要欄に記載すること。

２　企業長が必要と認めるときは、事実を証明する書類を添付すること。

別紙５

様式第５

部　分　休　業　報　告　書

個人ｺｰﾄﾞ：　　所属：　　処理期間：

日付	曜	ｶﾚﾝﾀﾞ	不在	勤務区分	出勤打刻	AM 不在	退勤打刻	PM 不在	AM 時間休暇	PM 時間休暇	部分休業
											部分休業計

別紙６

様式第５

部分休業報告書							
企業長　　様 下記のとおり報告いたします。　　統括出勤簿等管理者　　印							
所属		職名		氏名		年　月分	
月日	部分休業を承認した時間		時間数	請求者印	所属長印	備　考	
	午　前	午　後					
	時　分から 時　分まで	時　分から 時　分まで	時間 分				
	時　分から 時　分まで	時　分から 時　分まで	時間 分				
	時　分から 時　分まで	時　分から 時　分まで	時間 分				
	時　分から 時　分まで	時　分から 時　分まで	時間 分				
	時　分から 時　分まで	時　分から 時　分まで	時間 分				
	時　分から 時　分まで	時　分から 時　分まで	時間 分				
	時　分から 時　分まで	時　分から 時　分まで	時間 分				
	時　分から 時　分まで	時　分から 時　分まで	時間 分				
	時　分から 時　分まで	時　分から 時　分まで	時間 分				
	時　分から 時　分まで	時　分から 時　分まで	時間 分				
	時　分から 時　分まで	時　分から 時　分まで	時間 分				
	時　分から 時　分まで	時　分から 時　分まで	時間 分				
	時　分から 時　分まで	時　分から 時　分まで	時間 分				
	時　分から 時　分まで	時　分から 時　分まで	時間 分				

訓令第２号

庁中一般
各　　所

阪神水道企業団公用車管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和２年３月26日

阪神水道企業団
企業長　谷　本　光　司

阪神水道企業団公用車管理規程の一部を改正する規程

阪神水道企業団公用車管理規程（平成28年訓令第４号）の一部を次のように改正する。

改　正　後	改　正　前
（有料道路の利用） 第７条　省略 ２　削除 ３　削除 様式第１号（第７条関係） 削除 様式第２号（第11条関係） （別紙２のとおり） 様式第３号（第12条関係）（表） （別紙４のとおり）	（有料道路の利用） 第７条　省略 ２　前項の許可を得た運転者は、総務部総務課に備付けのＥＴＣカード貸出簿（様式第１号）に必要事項を記入し、ＥＴＣカードの交付を受けなければならない。ただし、水質試験所においては、この限りでない。 ３　第１項の規定によりＥＴＣカードの交付を受け、有料道路を利用した運転者は、使用後、速やかに当該ＥＴＣカードを総務課に返却しなければならない。 様式第１号（第７条関係） （別紙１のとおり） 様式第２号（第11条関係） （別紙３のとおり） 様式第３号（第12条関係）（表） （別紙５のとおり）

備考

1　改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
2　改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
3　改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。
4　改正様式に対応する改正後様式がない場合には、当該改正様式を削る。
5　改正後様式に対する改正様式がない場合には、当該改正後様式を加える。
6　様式第２号を別紙３に記載する様式第２号から別紙２に記載する様式第２号に改める。
7　様式第３号を別紙５に記載する様式第３号から別紙４に記載する様式第３号に改める。

附　則

この規程は、令和２年４月１日から施行する。

（別紙１以降、次ページに続く）

別紙１

様式第１号（第７条関係）

ETCカード貸出簿

ETCカードNo.	使用年月日	所　属	氏　名	行き先	使用区間（片道…「→」、往復…「←→」）	使用金額（返却時に記入）	支出科目（使用ETCカード№）	返却確認印
	平成　年 月　日	□ 浄水計画課 □ 施設管理課 □ 工務課 □（　　）					□ 水道改良費(⑥ ⑦ ⑧) □ 総係費(④ ⑤ ⑨ ⑩)	
	月　日	□ 浄水計画課 □ 施設管理課 □ 工務課 □（　　）					□ 水道改良費(⑥ ⑦ ⑧) □ 総係費(④ ⑤ ⑨ ⑩)	
	月　日	□ 浄水計画課 □ 施設管理課 □ 工務課 □（　　）					□ 水道改良費(⑥ ⑦ ⑧) □ 総係費(④ ⑤ ⑨ ⑩)	
	月　日	□ 浄水計画課 □ 施設管理課 □ 工務課 □（　　）					□ 水道改良費(⑥ ⑦ ⑧) □ 総係費(④ ⑤ ⑨ ⑩)	
	月　日	□ 浄水計画課 □ 施設管理課 □ 工務課 □（　　）					□ 水道改良費(⑥ ⑦ ⑧) □ 総係費(④ ⑤ ⑨ ⑩)	
	月　日	□ 浄水計画課 □ 施設管理課 □ 工務課 □（　　）					□ 水道改良費(⑥ ⑦ ⑧) □ 総係費(④ ⑤ ⑨ ⑩)	
	月　日	□ 浄水計画課 □ 施設管理課 □ 工務課 □（　　）					□ 水道改良費(⑥ ⑦ ⑧) □ 総係費(④ ⑤ ⑨ ⑩)	
	月　日	□ 浄水計画課 □ 施設管理課 □ 工務課 □（　　）					□ 水道改良費(⑥ ⑦ ⑧) □ 総係費(④ ⑤ ⑨ ⑩)	
	月　日	□ 浄水計画課 □ 施設管理課 □ 工務課 □（　　）					□ 水道改良費(⑥ ⑦ ⑧) □ 総係費(④ ⑤ ⑨ ⑩)	
	月　日	□ 浄水計画課 □ 施設管理課 □ 工務課 □（　　）					□ 水道改良費(⑥ ⑦ ⑧) □ 総係費(④ ⑤ ⑨ ⑩)	
	月　日	□ 浄水計画課 □ 施設管理課 □ 工務課 □（　　）					□ 水道改良費(⑥ ⑦ ⑧) □ 総係費(④ ⑤ ⑨ ⑩)	
	月　日	□ 浄水計画課 □ 施設管理課 □ 工務課 □（　　）					□ 水道改良費(⑥ ⑦ ⑧) □ 総係費(④ ⑤ ⑨ ⑩)	
	月　日	□ 浄水計画課 □ 施設管理課 □ 工務課 □（　　）					□ 水道改良費(⑥ ⑦ ⑧) □ 総係費(④ ⑤ ⑨ ⑩)	
	月　日	□ 浄水計画課 □ 施設管理課 □ 工務課 □（　　）					□ 水道改良費(⑥ ⑦ ⑧) □ 総係費(④ ⑤ ⑨ ⑩)	

別紙２

様式第２号（第11条関係）

公用車運転日誌

安全運転管理者	課長（所長）	係長（課長）	係（係長）	（係）		年　月　日　曜日

使用前走行距離	使用後走行距離	実際走行距離	ガソリン給油量
km	km	0 km	ℓ

時　間	行　先・用　務	使　用　者
（自）		運転者　：　㊞
（至）		同乗者　：

運行前点検（下記「運行前点検項目」）	□	アルコール検査	□	mg/ℓ
備考（修理等の記載）		有料道路		

使用前走行距離	使用後走行距離	実際走行距離	ガソリン給油量
km	km	0 km	ℓ

時　間	行　先・用　務	使　用　者
（自）		運転者　：　㊞
（至）		同乗者　：

運行前点検（下記「運行前点検項目」）	□	アルコール検査	□	mg/ℓ
備考（修理等の記載）		有料道路		

使用前走行距離	使用後走行距離	実際走行距離	ガソリン給油量
km	km	0 km	ℓ

時　間	行　先・用　務	使　用　者
（自）		運転者　：　㊞
（至）		同乗者　：

運行前点検（下記「運行前点検項目」）	□	アルコール検査	□	mg/ℓ
備考（修理等の記載）		有料道路		

運行前点検項目	ガソリン	エンジンオイル	ブレーキ液	ウインドウォッシャー	冷却水	バッテリー液
	ワイパー	ライト	タイヤ	ブレーキ	パーキングブレーキ	エンジン

別紙３

様式第２号（第11条関係）

公用車運転日誌

安全運転管理者	課長（所長）	係長（課長）	係（係長）	（係）		平成　年　月　日　曜日

使用前走行距離	使用後走行距離	実際走行距離	ガソリン給油量
km	km	0 km	ℓ

時間	行先・用務	使用者
（自）		運転者　：　㊞
（至）		同乗者　：

運行前点検（下記「運行前点検項目」）	□	アルコール検査	□	mg/ℓ

備考（修理等の記載）

有料道路

使用前走行距離	使用後走行距離	実際走行距離	ガソリン給油量
km	km	0 km	ℓ

時間	行先・用務	使用者
（自）		運転者　：　㊞
（至）		同乗者　：

運行前点検（下記「運行前点検項目」）	□	アルコール検査	□	mg/ℓ

備考（修理等の記載）

有料道路

使用前走行距離	使用後走行距離	実際走行距離	ガソリン給油量
km	km	0 km	ℓ

時間	行先・用務	使用者
（自）		運転者　：　㊞
（至）		同乗者　：

運行前点検（下記「運行前点検項目」）	□	アルコール検査	□	mg/ℓ

備考（修理等の記載）

有料道路

運行前点検項目	ガソリン	エンジンオイル	ブレーキオイル	ATCオイル	ラジエタ液	ハンドル	ワイパー	ライト
	ホーン	タイヤ	ブレーキ	エンジン音	排気色	工具	車検証	その他

別紙４

様式第３号（第12条関係）

管理責任者　㊞

（表）　　（　所属長　㊞　）

事　故　報　告　書		
年　月　日 企業長　　様 所　　属： （補）職名： 氏　　名：		
事故車両番号		
事故発生の日時	平成　年　月　日（　）　時　分ごろ　（天候　　）	
事故発生の場所		
相手方車両番号		
相手方	氏　名	
	連絡先	
事故の状況、損害及び障害の程度	１　人身事故　　２　物損事故　　３　人身及び物損事故	
事故の応急措置		

別紙５

様式第３号（第12条関係）

管理責任者　㊞

（表）　　（　所属長　㊞　）

事　故　報　告　書		
平成　年　月　日 企業長　　様 所　　属： （補）職名： 氏　　名：		
事故車両番号		
事故発生の日時	平成　年　月　日（　）　時　分ごろ　（天候　　）	
事故発生の場所		
相手方車両番号		
相手方	氏　名	
	連絡先	
事故の状況、損害及び障害の程度	１　人身事故　　２　物損事故　　３　人身及び物損事故	
事故の応急措置		

◇管　理　規　程◇

阪神水道企業団管理規程第４号

阪神水道企業団分課規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和２年３月31日

阪神水道企業団
企業長　谷　本　光　司

阪神水道企業団分課規程の一部を改正する規程

阪神水道企業団分課規程（平成18年管理規程第１号）の一部を次のように改正する。

改　正　後	改　正　前
（部、課等の設置） 第１条　企業長の権限に属する事務を処理させるため、次の部、課、場、センター、所、室及び係（以下「部、課等」という。）を置く。 総　務　部 総　務　課　省略 経営管理課　省略 企画調整課 企画調整係 情報システム係 技　術　部　省略 （事務分掌） 第７条　部、課等においては、次の事務を分掌する。 総　務　部 総　務　課 総　務　係　省略 職　員　係 ⑴から⑼まで　省略 ⑽　服制に関すること。 ⑾　省略 契　約　係　省略 経営管理課　省略 企画調整課	（部、課等の設置） 第１条　企業長の権限に属する事務を処理させるため、次の部、課、場、センター、所、室及び係（以下「部、課等」という。）を置く。 総　務　部 総　務　課　省略 経営管理課　省略 企画調整課 企画調整係 経営企画係 技　術　部　省略 （事務分掌） 第７条　部、課等においては、次の事務を分掌する。 総　務　部 総　務　課 総　務　係　省略 職　員　係 ⑴から⑼まで　省略 ⑽　職員公舎及び服制に関すること。 ⑾　省略 契　約　係　省略 経営管理課　省略 企画調整課

企画調整係 ⑴から⑼まで　省略 ⑽　経営の評価及び分析に関すること。 ⑾　業務改善に係る総合的企画、調整及び推進に関すること。 ⑿　組織管理に関すること。 ⒀　構成団体及び外部関係機関との連絡調整（危機時の連絡調整を含み、他の課所の所管に属するものを除く。）に関すること。 ⒁　その他特命事項に関すること。 情報システム係 ⑴　情報システム（水運用、水処理、施設情報に関するもの及び業務系システムを除く。以下同じ。）の企画、調整及び運用管理並びに情報セキュリティに関すること。 ⑵　課の予算整理、物品の購入及び修繕に係る事務（契約係の所管に属するものを除く。）並びに庶務に関すること。 技　術　部 浄水計画課　省略 施設管理課 企　画　係 ⑴から⑹まで　省略	企画調整係 ⑴から⑼まで　省略 ⑽　構成団体及び外部関係機関との連絡調整（危機時の連絡調整を含み、他の課所の所管に属するものを除く。）に関すること。 ⑾　その他特命事項に関すること。 経営企画係 ⑴　経営の評価及び分析に関すること。 ⑵　業務改善に係る総合的企画、調整及び推進に関すること。 ⑶　組織管理に関すること。 ⑷　情報システム（水運用、水処理、施設情報に関するもの及び業務系システムを除く。以下同じ。）の企画、調整及び運用管理並びに情報セキュリティに関すること。 ⑸　課の予算整理、物品の購入及び修繕に係る事務（契約係の所管に属するものを除く。）並びに庶務に関すること。 技　術　部 浄水計画課　省略 施設管理課 企　画　係 ⑴から⑹まで　省略 ⑺　建築物の維持管理に関する

	こと。
	⑻　建築物に係る工事の測量、調査、設計、実施及び監督に関すること。
	⑼　営繕に関すること。
⑺　課の工事（業務委託を含む。）の施行手続及び精算に関すること。	⑽　課の工事（業務委託を含む。）の施行手続及び精算に関すること。
⑻　課の予算整理、物品の購入及び修繕に係る事務（契約係の所管に属するものを除く。）並びに庶務に関すること。	⑾　課の予算整理、物品の購入及び修繕に係る事務（契約係の所管に属するものを除く。）並びに庶務に関すること。
電気設備係　省略	電気設備係　省略
機械設備係　省略	機械設備係　省略
工　務　課	工　務　課
施設整備係	施設整備係
⑴　省略	⑴　省略
⑵　建築物の維持管理に関すること。	
⑶　建築物に係る工事の測量、調査、設計、実施及び監督に関すること。	
⑷　営繕に関すること。ただし、技術部各課、各所及びセンターの所管に属するものを除く。	
⑸　別に定める工事の設計の審査に関すること。	⑵　別に定める工事の設計の審査に関すること。
⑹　課の工事（業務委託を含む。）の施行手続及び精算に関すること。	⑶　課の工事（業務委託を含む。）の施行手続及び精算に関すること。
⑺　課の予算整理、物品の購入及び修繕に係る事務（契約係の所管に属するものを除く。）並びに庶務に関すること。	⑷　課の予算整理、物品の購入及び修繕に係る事務（契約係の所管に属するものを除く。）並びに庶務に関すること。
管路整備係　省略	管路整備係　省略
管路維持係　省略	管路維持係　省略

浄水管理事務所 ⑴から⑼まで　省略 所管区域は、次に掲げるとおりとする。　省略 送水センター 事　務　係　省略 送　水　係 ⑴から⑶まで　省略 ⑷　給水量の調定に関すること。ただし、浄水計画課浄水管理係の所管に属するものを除く。 ⑸　水道作業の総合日報及び月報に関すること。ただし、事務係の所管に属するものを除く。 ⑹　所管区域の監視に関すること。 施　設　係　省略 所管区域は　次に掲げるとおりとする。　省略 水質試験所　省略	浄水管理事務所 ⑴から⑼まで　省略 ⑽　取水場の改修工事並びに所管区域の管路改良工事の実施及び監督に関すること。ただし、技術部各課に属するものを除く。 所管区域は、次に掲げるとおりとする。　省略 送水センター 事　務　係　省略 送　水　係 ⑴から⑶まで　省略 ⑷　送水及び配水に係る調整に関すること。 ⑸　給水量の調定に関すること。ただし、浄水計画課浄水管理係の所管に属するものを除く。 ⑹　水道作業の総合日報及び月報に関すること。ただし、事務係の所管に属するものを除く。 ⑺　所管区域の監視に関すること。 施　設　係　省略 所管区域は、次に掲げるとおりとする。　省略 水質試験所　省略

備考

1　改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

2　改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。

3　改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。

附　則

この規程は、令和２年４月１日から施行する。

阪神水道企業団管理規程第５号

阪神水道企業団契約規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和２年４月１日

阪神水道企業団
企業長　谷　本　光　司

阪神水道企業団契約規程の一部を改正する規程

阪神水道企業団契約規程（昭和42年管理規程第１号）の一部を次のように改正する。

改　正　後	改　正　前
（入札保証金） 第６条　入札に参加しようとする者に納付させる入札保証金の額は、入札金額の100分の５以上とする。ただし、単価をもつて入札する場合の入札保証金の率又は金額は、その都度企業長が定める。 ２　前項の規定にかかわらず、インターネットを利用して公有財産及び物品の売払いを行う事務の手続（以下「インターネット公有財産等売却システム」という。）による入札に参加しようとする者に納付させる入札保証金の額は、予定価格の100分の５以上とする。	（入札保証金） 第６条　入札に参加しようとする者に納付させる入札保証金の額は、入札金額の100分の５以上とする。ただし、単価をもつて入札する場合の入札保証金の率又は金額は、そのつど企業長が定める。
（入札保証金に代わる担保） 第７条　入札保証金の納付は、国債又は地方債のほか次に掲げる担保の提供をもつて代えることができる。 ⑴　日本国有鉄道改革法（昭和61年法律第87号）附則第２項の規定による廃止前の日本国有鉄道法（昭和23年法律第256号）第１条の規定により設立された日本国有鉄道又は日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）附則第４条第１項の規定による解散前の日本電信電話公社が発行した債券（以下「公社債」という。） ⑵から⑷まで　省略 ⑸　インターネット公有財産等売却システムを管理する事業者の保証	（入札保証金に代わる担保） 第７条　入札保証金の納付は、国債又は地方債のほか次に掲げる担保の提供をもつて代えることができる。 ⑴　日本国有鉄道改革法（昭和61年法律第87号）附則第２項の規定による廃止前の日本国有鉄道法（昭和23年法律第256号）第１条の規定により設立された日本国有鉄道又は日本電信電話株式会社法（昭和59年法律第85号）附則第４条第１項の規定による解散前の日本電信電話公社が発行した債券（以下「公社債」という。） ⑵から⑷まで　省略

（担保の価値） 第８条　前条第１項に掲げる担保の価値は、次の各号に掲げる担保について当該各号に掲げるところによる。 ⑴から⑸まで　省略 ⑹　インターネット公有財産等売却システムを管理する事業者の保証する額	（担保の価値） 第８条　前条第１項に掲げる担保の価値は、次の各号に掲げる担保について当該各号に掲げるところによる。 ⑴から⑸まで　省略
（入札保証金の免除） 第９条　次の各号のいずれかに該当する場合は、入札保証金の納付を免除することができる。 ⑴　省略 ⑵　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の５第１項に規定する資格を有する者による一般競争入札に付する場合において、過去２か年間に企業団と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたつて締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したものについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。 ⑶　省略	（入札保証金の免除） 第９条　次の各号のいずれかに該当する場合は、入札保証金の納付を免除することができる。 ⑴　省略 ⑵　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の５第１項に規定する資格を有する者による一般競争入札に付する場合において、過去２箇年間に企業団と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたつて締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したものについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。 ⑶　省略
（契約書の記載事項） 第29条　前条第１項の契約書には、次の事項を記載しなければならない。 ⑴から⑼まで　省略 ⑽　契約不適合責任 ⑾から⒀まで　省略	（契約書の記載事項） 第29条　前条第１項の契約書には、次の事項を記載しなければならない。 ⑴から⑼まで　省略 ⑽　かし担保責任 ⑾から⒀まで　省略
（契約保証金の返還又は取得） 第46条　省略 ２　前項の規定にかかわらず、インターネット公有財産等売却システムによる契約にあつては、契約保証金を売払い代金の全部又は一部に充当することができる。 ３　第35条及び第37条の規定により契約	（契約保証金の返還又は取得） 第46条　省略 ２　第35条及び第37条の規定により契約

を解除したときは、その契約保証金は契約の相手方に返還し、第36条第１項各号又は第２項の規定によるときは、これを企業団が取得する。	を解除したときは、その契約保証金は契約の相手方に返還し、第36条第１項又は第２項の規定によるときは、これを企業団が取得する。

備考
1　改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
2　改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
3　改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。

附　則

この規程は、令和２年４月１日から施行する。

◇告　　示◇

阪神水道企業団告示第２号

令和２年第１回阪神水道企業団議会定例会において議決された、令和元年度阪神水道企業団水道事業会計補正予算は、次のとおりである。

令和２年３月24日

阪神水道企業団
企業長　谷　本　光　司

令和元年度
阪神水道企業団水道事業会計補正予算

第１条　令和元年度阪神水道企業団水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第２条　令和元年度阪神水道企業団水道事業会計予算（以下「予算」という。）第４条に定めた資本的収入の予定額を次のとおり補正し、同条本文中括弧書全文を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,951,757千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 384,771 千円、当年度純利益 2,051,456 千円及び損益勘定留保資金6,515,530千円で補てんするものとする。」に改める。

（科　目）	（既決予定額）	（補正予定額 △ 減）	（計）
収		入	
第１款　資本的収入	787,621 千円	△ 54,324 千円	733,297 千円
第１項 企業債	532,000 千円	△ 74,000 千円	458,000 千円
第３項 国庫補助金	1 千円	19,676 千円	19,677 千円

（科　　目）	（既決予定額）	（補正予定額 △　減）	（計）
	支	出	
第１款　資本的支出	9,740,054 千円	△ 55,000 千円	9,685,054 千円
第１項 建設改良費	4,504,188 千円	△ 55,000 千円	4,449,188 千円

第３条　予算第６条に定めた起債の目的及び限度額中

「導送配水管路整備事業費充当のため 532,000千円」を「導送配水管路整備事業費充当のため 458,000千円」に改める。

阪神水道企業団告示第３号

令和２年第１回阪神水道企業団議会定例会において議決された、阪神水道企業団の分賦金の分賦割合及び分賦基本水量の一部改正については、次のとおりである。

令和２年３月24日

阪神水道企業団
企業長　谷　本　光　司

阪神水道企業団の分賦金の分賦割合及び分賦基本水量の一部改正

阪神水道企業団の分賦金の分賦割合及び分賦基本水量（昭和42年10月14日議案第６号議決）の一部を次のように改正する。

改　正　後	改　正　前
（分賦金） 第１条　分賦金は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。 ⑴　分賦基本水量　分賦基本水量に第２条第１号に規定する割合を乗じて得た額に100分の110を乗じた額 ⑵　分賦基本水量を超える水量　分賦基本水量を超える水量に第２条第２号に規定する割合を乗じて得た額に100分の110を乗じた額 ⑶　給水量　給水量に第２条第３号に規定する割合を乗じて得た額に100分の110を乗じた額 ２　前各号において、１円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。	（分賦の原則） 第１条　分賦金は、１年間の給水量に第２条に規定する割合を乗じて得た額に100分の110を乗じた額を分賦する。ただし、１年間の給水量が分賦基本水量に達しない場合は、分賦基本水量を当該年間の給水量とみなす。
（分賦割合） 第２条　分賦金の分賦割合は、次の各号	（分賦割合） 第２条　分賦金の分賦割合は、１年間の

に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる割合とする。 ⑴　分賦基本水量 １立方メートルにつき　51円06銭 ⑵　分賦基本水量を超える水量 １立方メートルにつき　61円27銭 ⑶　給水量 １立方メートルにつき　９円62銭 （分賦基本水量） 第３条　分賦基本水量は、企業団と企業団を組織する市の協議により決定する１日に給水する最大量（以下「１日最大給水量」という。）に100分の70を乗じて得た水量（１立方メートル未満の端数水量は、１立方メートルとする。）に当該年度の日数を乗じて得た水量とする。 ２　省略 （給水量） 第４条　給水量は、企業団を組織する市に供給した１年間の実績給水量とする。 （徴収方法等の委任） 第５条　分賦金の徴収の方法その他前各条の規定の施行に関し必要な事項は、企業長が定める。	給水量につき、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる割合とする。 ⑴　分賦基本水量までの水量 １立方米につき　61円96銭 ⑵　分賦基本水量を超える水量 １立方米につき　74円35銭 （分賦基本水量） 第３条　分賦基本水量は、企業団と企業団を組織する市の協議により決定する１日に給水する最大量（以下「１日最大給水量」という。）に100分の70を乗じて得た水量（１立方米未満の端数水量は、１立方米とする。）に当該年度の日数を乗じて得た水量とする。 ２　省略 （徴収方法等の委任） 第４条　分賦金の徴収の方法その他前各条の規定の施行に関し必要な事項は、企業長が定める。

備考
1　改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
2　改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
3　改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。

附　則

（施行期日）

1　この議決は、令和２年４月１日から施行する。

（令和２年度から令和５年度までの１日最大給水量等）

2　第３条第１項に規定する１日最大給水量及び同項の規定により定める分賦基本水量を、令和２年度から令和５年度までについて附則別表のとおり定める。

（分賦金負担軽減に係る給水量の減量措置の廃止）

３　分賦金負担軽減に係る給水量の減量措置について（平成28年３月23日議案第２号議決）は、令和２年２月29日をもって廃止する。

附則別表

自　令和２年度から
至　令和５年度まで　　１日最大給水量及び分賦基本水量

（単位　立方メートル）

市別 / 区分 / 年度	神戸市		尼崎市		西宮市		芦屋市		宝塚市	
	１日最大給水量	分賦基本水量	１日最大給水量	分賦基本水量	１日最大給水量	分賦基本水量	１日最大給水量	分賦基本水量	１日最大給水量	分賦基本水量
令和２年度	638,381	163,106,455	232,523	59,409,955	188,504	48,162,845	41,242	10,537,550	27,350	6,987,925
令和３年度	638,381	163,106,455	232,523	59,409,955	188,504	48,162,845	41,242	10,537,550	27,350	6,987,925
令和４年度	638,381	163,106,455	232,523	59,409,955	188,504	48,162,845	41,242	10,537,550	27,350	6,987,925
令和５年度	638,381	163,553,322	232,523	59,572,722	188,504	48,294,798	41,242	10,566,420	27,350	7,007,070

阪神水道企業団告示第４号

令和２年第１回阪神水道企業団議会定例会において議決された、令和２年度阪神水道企業団水道事業会計予算は、次のとおりである。

令和２年３月24日

阪神水道企業団
企業長　谷　本　光　司

令和２年度
阪神水道企業団水道事業会計予算

（総　　則）

第１条　令和２年度阪神水道企業団水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第２条　業務の予定量は、次のとおりとする。

（給水市名）	（１日平均給水量）	（年間総給水量）
神戸市	446,867 ㎥	163,106,455 ㎥
尼崎市	162,767 ㎥	59,409,955 ㎥
西宮市	131,953 ㎥	48,162,845 ㎥
芦屋市	28,870 ㎥	10,537,550 ㎥
宝塚市	19,145 ㎥	6,987,925 ㎥
計	789,602 ㎥	288,204,730 ㎥

（収益的収入及び支出）

第３条　収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収　　入

第１款　水道事業収益	20,170,374 千円
第１項　営業収益	19,039,751 千円
第２項　営業外収益	1,130,622 千円
第３項　特別利益	1 千円

支　　出

第１款　水道事業費用	17,679,023 千円
第１項　営業費用	16,091,744 千円
第２項　営業外費用	1,582,275 千円
第３項　特別損失	4 千円
第４項　予備費	5,000 千円

（資本的収入及び支出）

第４条　資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 8,877,797千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 444,605千円、当年度純利益 1,995,417千円及び損益勘定留保資金 6,437,775千円で補てんするものとする。）。

収　　入

第１款　資本的収入	1,172,641 千円
第１項　企業債	942,000 千円
第２項　出資金	230,637 千円
第３項　国庫補助金	1 千円
第４項　固定資産売却代金	1 千円
第５項　工事負担金	1 千円
第６項　その他資本収入	1 千円

支　　出

第１款　資本的支出	10,050,438 千円
第１項　建設改良費	5,135,858 千円
第２項　企業債償還金	4,656,457 千円
第３項　水利負担金	256,658 千円
第４項　国庫補助金返還金	1,465 千円

（債務負担行為）

第５条　債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事　　項	期間	限度額
大道取水場３期除塵機1･2号取替工事	令和２年度から令和３年度まで	千円 164,450
本山配水池水位自動調節弁取替工事	令和２年度から令和３年度まで	27,698

尼崎市導水連絡管布設工事	令和２年度から令和３年度まで	166,650
猪名川浄水場改修工事その３詳細設計業務委託	令和２年度から令和３年度まで	133,100
３期甲東送水路上ヶ原量水池改修工事詳細設計業務委託	令和２年度から令和３年度まで	36,300
甲東ポンプ場計装設備取替工事	令和２年度から令和３年度まで	101,200
西宮ポンプ場送水ポンプ２号取替工事	令和２年度から令和３年度まで	151,470
水管橋耐震補強工事	令和２年度から令和４年度まで	299,310
尼崎浄水場脱水機設備取替工事	令和２年度から令和４年度まで	2,442,110
保安警備業務委託	令和２年度から令和５年度まで	227,553
送水管更新工事	令和２年度から令和５年度まで	259,600

（企業債）

第６条　起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的及び限度額　　導送配水管路整備事業費充当のため　　942,000千円

起債の方法　　国又は銀行その他から普通貸借の方法により借入れ、財政又は事業の進捗の都合により、後年度に繰り下げて借入れをすることができる。

利率　　年4.8％以内

償還の方法　　本年度の元金は、借入れの翌日から５年以内を据置き、その後40年以内に毎年度元利均等その他の方法により償還する。なお、借入先の融通条件に変更あるときはその融通条件に従う。ただし、財政の都合その他によっては定額以上を償還し、又は前記利率の範囲内で借換えすることができる。

（一時借入金）

第７条　一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第８条　予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定

める。

⑴　消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第９条　次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

⑴	職　員　給　与　費	2,364,807 千円
⑵	交　　際　　費	187 千円

（構成団体からの補助金）

第10条　企業債利息、水道水源施設等建設事業割賦負担金利息及び児童手当の一部に充当するため、構成団体から補助を受ける金額は、18,320 千円である。

（たな卸資産購入限度額）

第11条　たな卸資産の購入限度額は、804,876千円と定める。